

第②期

観音寺市子ども・子育て支援事業計画



次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち

令和2年(2020年)3月



観音寺市

はじめに

少子高齢化の急速な進展は、労働力人口の低下や社会保障負担の増加、地域社会の希薄化など、社会情勢に大きな影響をもたらしています。また、核家族化の進行や児童虐待の増加、経済的に困難な状況にある世帯の子どもへの貧困の連鎖など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。



このような社会情勢の変化の中、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

子ども・子育て支援新制度では、“子どもの最善の利益”を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

観音寺市においても、平成27年3月に「観音寺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に取り組んでまいりましたが、改めて計画を見直し、子育て環境の充実を図るため、第2期計画を策定しました。今後も「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち」の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「観音寺市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

観音寺市長

白川 晴司

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
3 計画の策定体制	4
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状	5
1 観音寺市における概況	5
2 これまでの子ども・子育て支援の取組状況	10
3 子ども・子育て支援に関する市民の意識	11
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 施策の体系	33
第4章 施策の展開	34
1 安心とゆとりを持って子どもを生き育てることのできるまちづくり	34
2 すべての子どもが心身ともに健やかに育つことのできるまちづくり	41
3 地域全体で子どもと子育て家庭を支援することのできるまちづくり	51
第5章 子ども・子育て支援の提供体制	58
1 教育・保育提供区域の設定	58
2 教育・保育の量の見込みと提供体制	59
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	63
4 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	70
5 放課後の子どもの居場所づくり	71
第6章 計画の推進に向けて	72
1 推進体制	72
2 計画の進行管理	72
参考資料	73

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の合計特殊出生率^{*1}は平成17年(2005年)に過去最低の1.26を記録し、その後、平成27年(2015年)には1.45まで上昇しましたが、翌年から0.01ポイントずつ下回るなど、近年はやや減少傾向になっています。

本市では、平成27年(2015年)3月に「観音寺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画期間の5年が経過しました。

この間にも、全国的な少子高齢化のさらなる進行、核家族化や地域のつながりの希薄化などが進むだけでなく、働き方の多様化など、子どもや子育て家庭をめぐる環境は大きく変化し、保護者の子育てへの不安感や負担感、孤立感の高まりにつながっています。また、子どもにおいても、自己肯定感や社会性を身につける機会の減少にもつながるなど、子どもの育ちに大きな影響が懸念されています。

このような状況のなか、国は、平成29年(2017年)に保育の受け皿の拡大や保育人材の確保、保育の質の確保等をめざす「子育て安心プラン」、教育・保育の無償化等を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」、平成30年(2018年)に児童の安全・安心な居場所の確保に向けた「新・放課後子ども総合プラン^{*2}」を打ち出すなど施策を展開してきました。

このたび、観音寺市子ども・子育て支援事業計画が令和元年度(2019年度)で計画期間を終了することから、これまでの取り組みの成果、課題などを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応しながら、引き続き施策を推進するため「第2期観音寺市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」とします。)を策定することとしました。

^{*1} 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したものの。一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数とみなされる。

^{*2} 新・放課後子ども総合プラン：文部科学省と厚生労働省が策定した令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までのプラン。「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の両事業の計画的な整備等を推進し、「小1の壁」の打破やクラブの待機児童を解消するとともに、次代を担う人材を育成する。推進にあたっては、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行える事業を両省が協力して進める。



2 計画の位置づけと期間

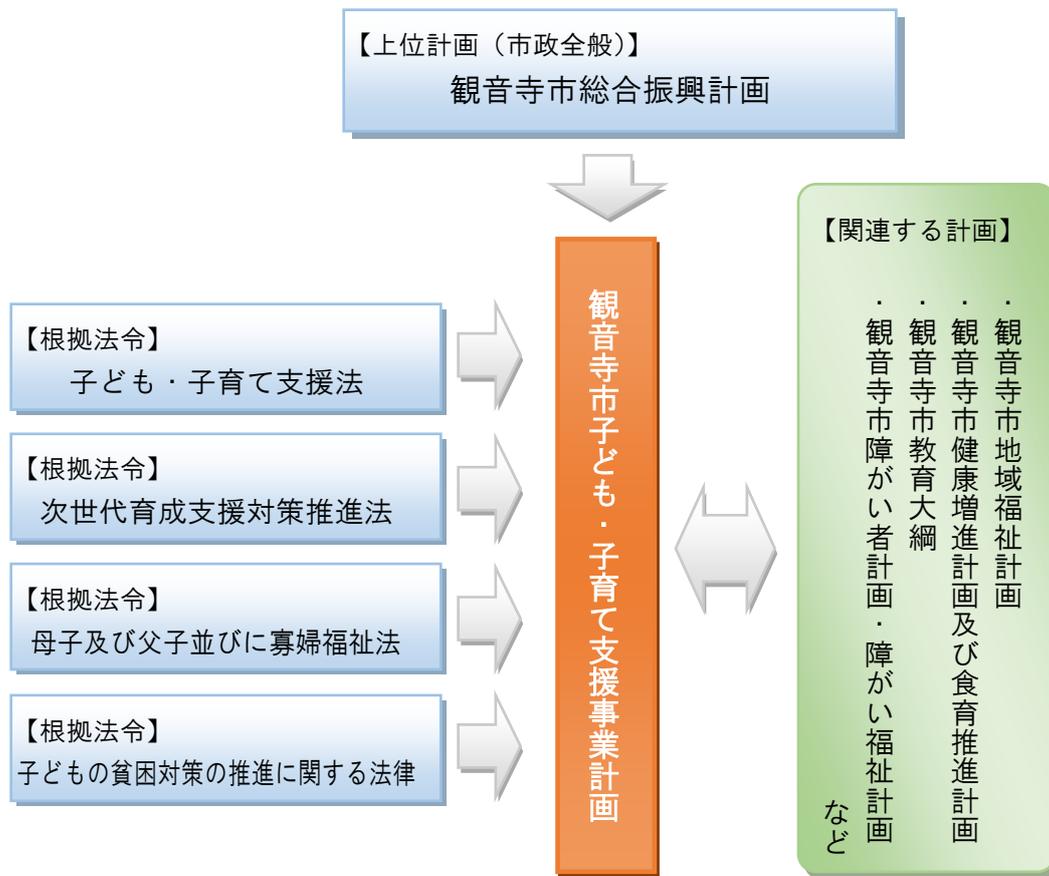
(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、併せて、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの未来応援施策推進計画」第9条の位置づけを持つ計画として策定しています。

本市においては、「第2次観音寺市総合振興計画」を上位計画とし、「観音寺市地域福祉計画（第3期）」「元気印のかんおんじ21 第2次ヘルスプラン 観音寺市健康増進計画及び食育^{*3}推進計画～後期計画～」 「観音寺市教育大綱」「観音寺市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」等の分野別の計画等とも整合を図り、分野横断的に子ども・子育て支援を充実させていくものとします。

図1 計画の位置づけ



*3 食育：平成17年(2005年)に成立した食育基本法において、食育とは「生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「さまざまな経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの」と位置付けられている。





(2) 計画の期間

本計画は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とします。

図2 計画の期間

年度	平成27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	平成31 令和元 (2019)	令和2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
観音寺市子ども・ 子育て支援事業計画	前期計画					第2期計画				





3 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたって、現行計画の成果を検証するとともに、各種子育て支援事業に関するご意見・ご要望を把握するため、市内に在住する就学前児童と小学生のいる世帯を対象に平成31年(2019年)1月にアンケート調査を実施しました。

調査の方法や回収状況は次のとおりです。

表1 調査方法や回収状況

調査対象	就学前児童：市内に在住する就学前児童（0～5歳）のいる全世帯 2,157件 小学生：小学1年生から6年生の児童がいる全世帯 2,232件
調査方法	就学前児童：郵送による配布・回収及び幼稚園・保育所を通じて配布・回収 小学生：小学校を通じて配布・回収
調査期間	平成31年(2019年)1月8日～平成31年(2019年)1月18日 ※締め切り後の回収分も集計終了まで有効回答として取り扱い
回収状況	就学前児童の保護者：有効回収数 1,592件／有効回収率 73.8%（前回69.4%） 小学生の保護者：有効回収数 1,783件／有効回収率 79.9%（前回81.6%）

(2) 「観音寺市子ども・子育て会議」での審議

「観音寺市子ども・子育て支援事業計画」の策定と推進にあたって、子育てに関わる当事者、支援者等の意見を反映するとともに、子ども・子育て支援施策を子どもや子育て家庭等の実情を踏まえて実施するため、保護者、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「観音寺市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議し、計画書に反映しました。

(3) パブリック・コメントの実施

本計画の案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

- 実施期間：令和2年1月20日～令和2年2月18日
- 閲覧場所：子育て支援課、市役所総合案内所、各支所に配置。
市ホームページでも公開。
- 意見数：2名 9件



第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

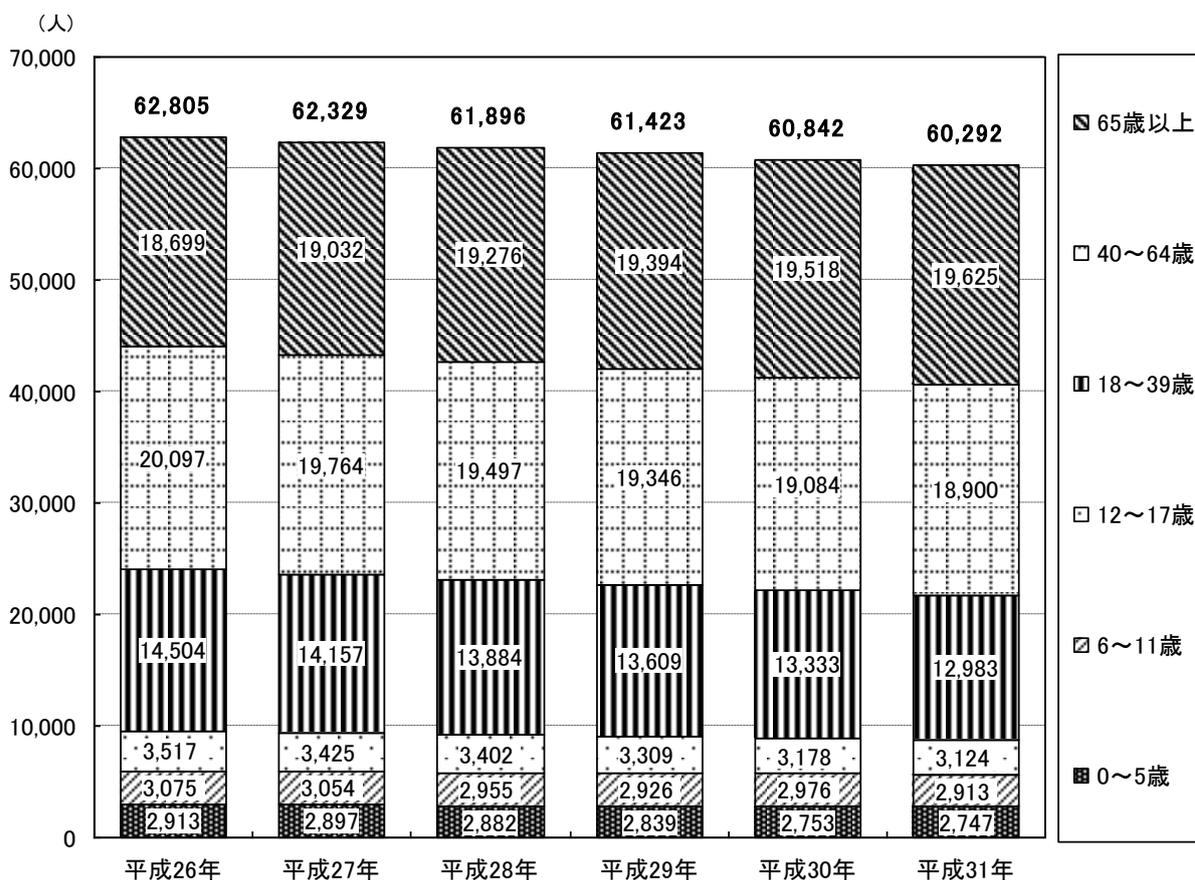
1 観音寺市における概況

(1) 人口の動向と今後の推移

本市の人口総数は60,292人（平成31年(2019年)4月1日現在、住民基本台帳人口）で、減少傾向が続いています。

また、少子高齢化が進んでおり、平成31年(2019年)4月1日現在、0歳～17歳の子どもの数は8,784人（住民基本台帳人口、人口総数比14.6%）と減少傾向にあり、親世代に相当する18～39歳も同様の状況にあります。

図3 年齢区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（平成26年～31年 各年とも4月1日現在）

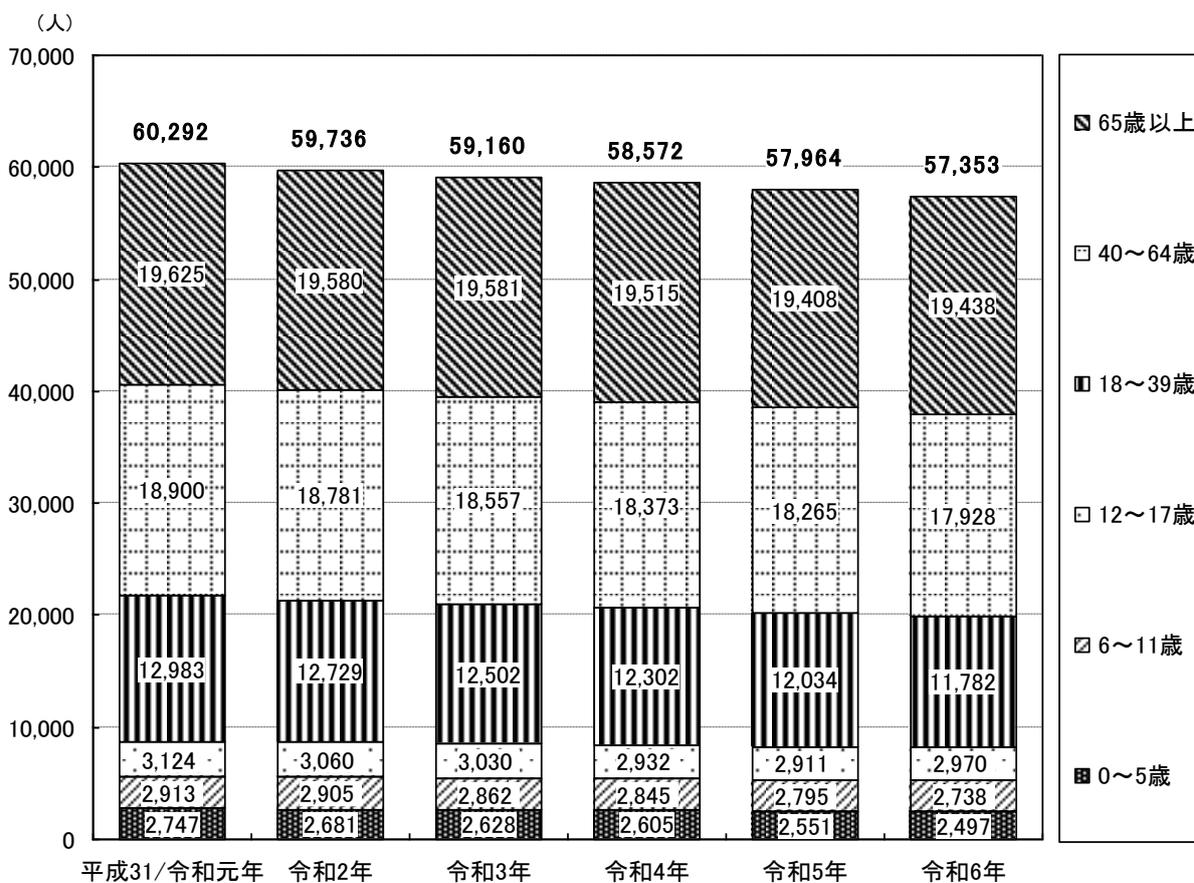
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状



計画の策定にあたって、平成26年(2014年)から平成31年(2019年)までの4月1日現在の住民基本台帳人口を実績人口として、コーホート変化率法^{*4}により人口推計を行いました。その結果、計画期間最終年度にあたる令和6年(2024年)の人口総数は、57,353人になるものと推計されます。

また、0歳～17歳の子どもの数は、令和6年(2024年)に8,205人(人口総数比14.3%)まで減少する一方、65歳以上の高齢者の割合は33.9%に達するなど、少子高齢化がより一層進むものと考えられます。

図4 将来人口推計



資料：観音寺市子育て支援課推計

^{*4} コーホート変化率法：各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

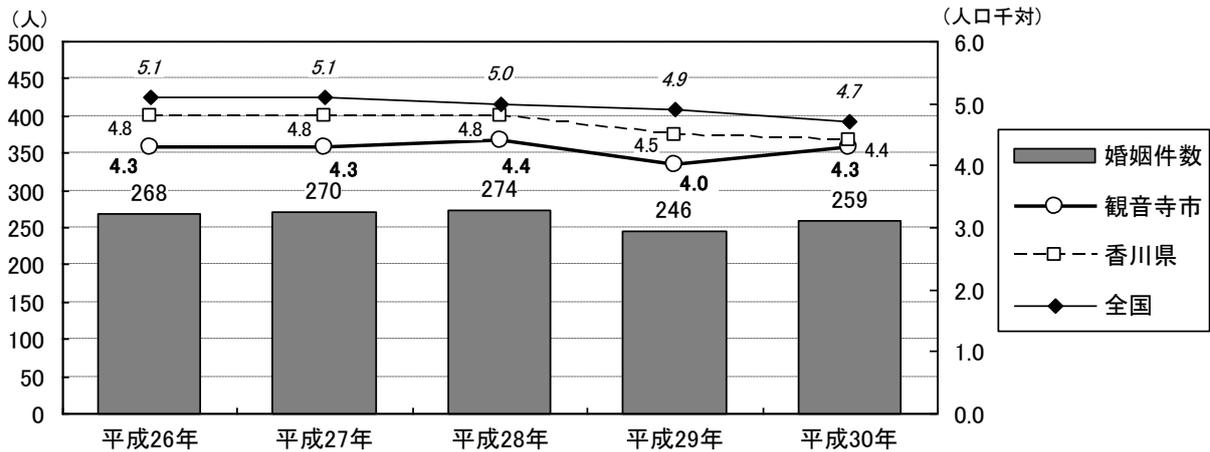


(2) 婚姻・出生の動向

1年間の婚姻件数の推移を見ると、横ばい状況にあります。

また、人口千人あたりの婚姻件数（婚姻率）を全国・香川県の平均と比べると、本市は全国や香川県の平均を下回る水準で推移しています。

図5 観音寺市における婚姻件数の推移と婚姻率の全国・香川県との比較

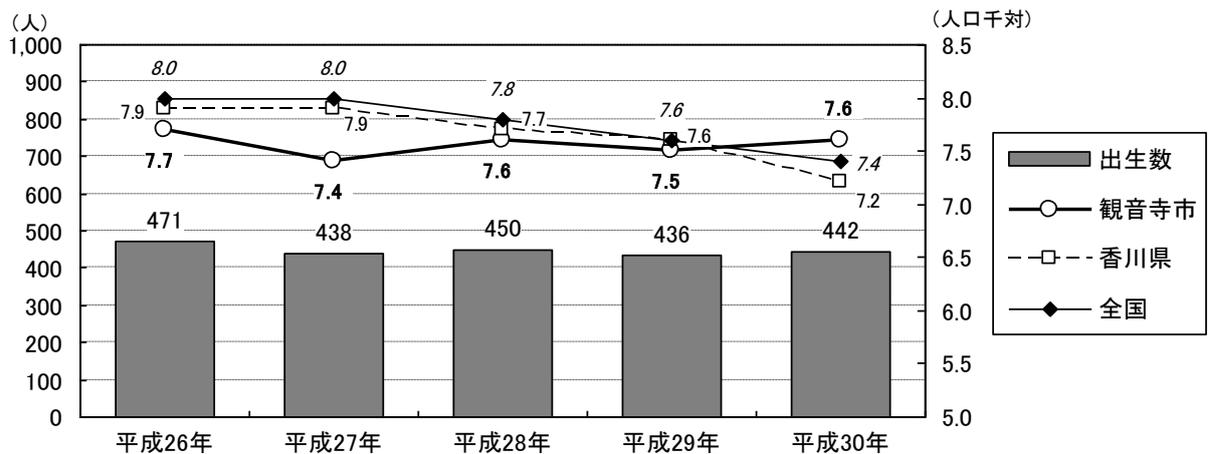


資料：人口動態統計（平成26年～30年）

1年間に生まれた子どもの数（出生数）の推移を見ると、横ばい状況にあります。

また、人口千人あたりの出生数（出生率）を全国・香川県の平均と比べると、本市は全国や香川県の平均とほぼ同じ水準で推移していましたが、平成30年（2018年）は全国や香川県の平均を上回っています。

図6 観音寺市における出生数の推移と出生率の全国・香川県との比較



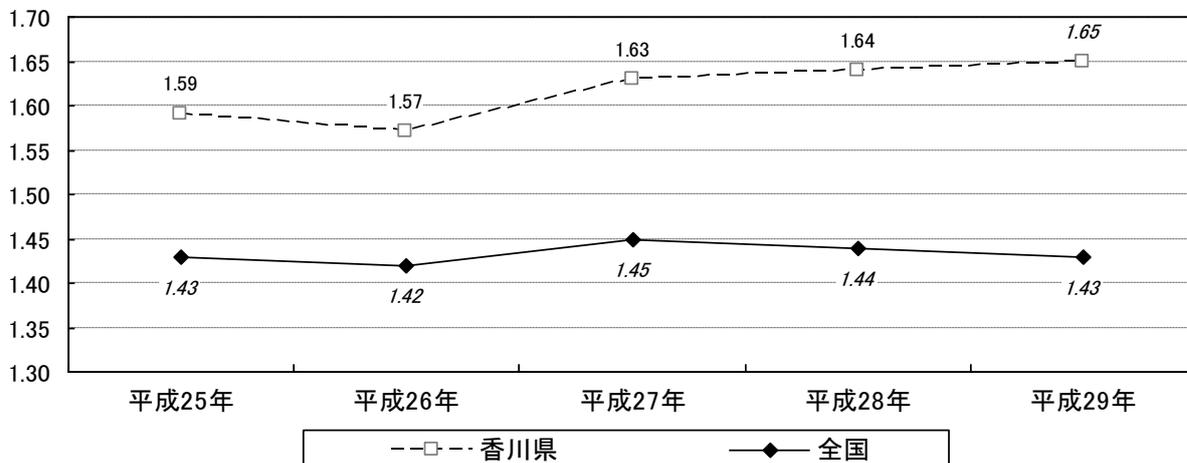
資料：人口動態統計（平成26年～30年）

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状



女性1人あたりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率は、香川県平均で1.65（平成29年(2017年)）で近年高まる傾向にあり、全国平均（1.43）と比べてかなり高い水準になっています。

図7 合計特殊出生率の推移

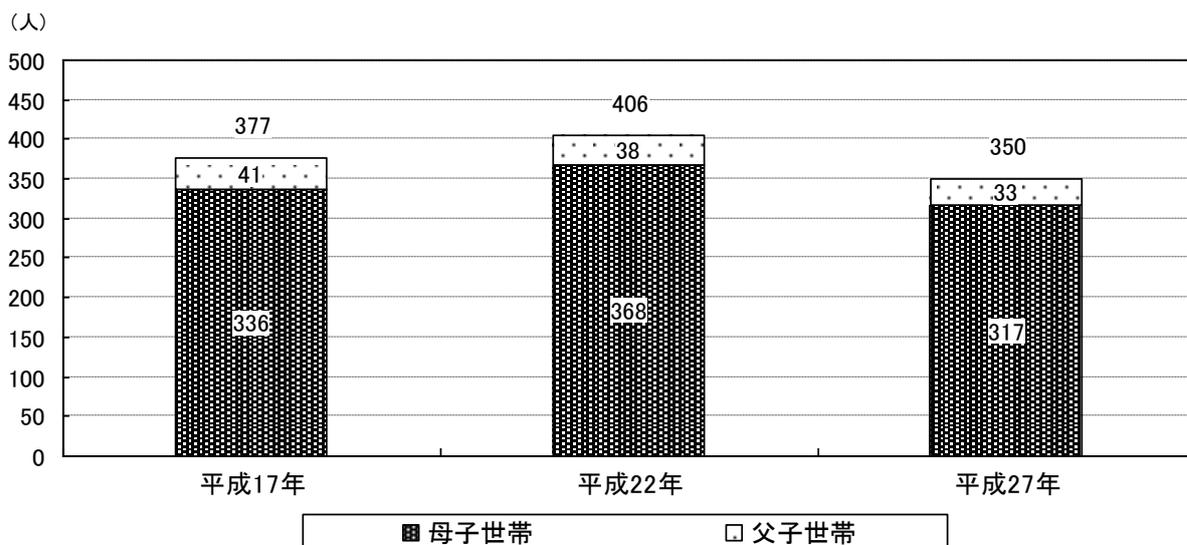


資料：人口動態統計（平成25年～29年）

（3）ひとり親家庭の状況

平成27年国勢調査におけるひとり親家庭の世帯数は、母子世帯が317世帯、父子家庭が33世帯になっており、ともに減少傾向にあります。

図8 母子家庭・父子家庭の世帯数



資料：国勢調査（平成17年、22年、27年）

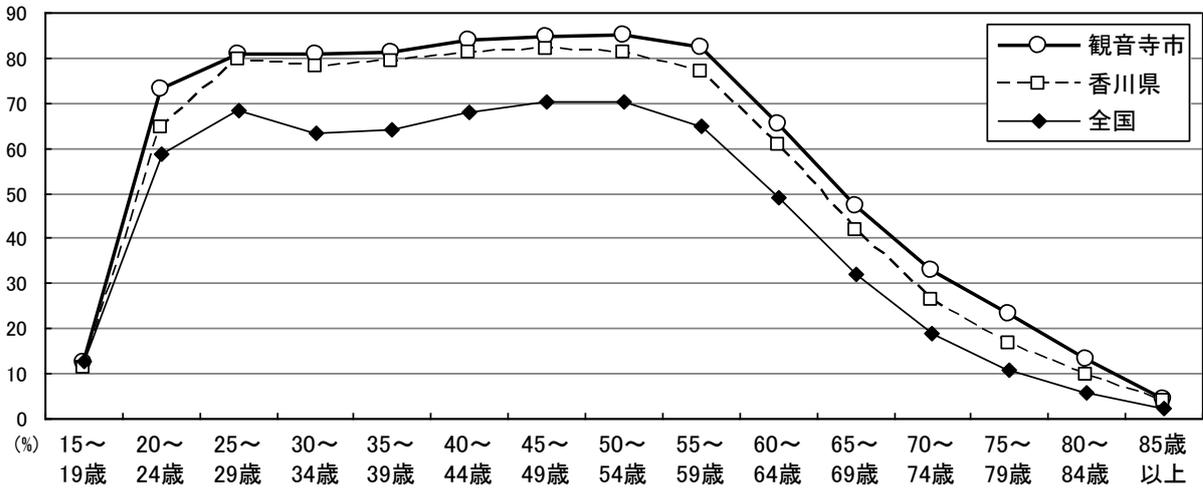




(4) 女性の就業状況

平成27年国勢調査における女性の年齢別就業状況をみると、就業者割合は各年代とも全国や香川県平均と比べて高く、25歳～59歳女性では80%を超えています。

図9 年齢階層別女性の就業者割合の比較



資料：国勢調査（平成27年）





2 これまでの子ども・子育て支援の取組状況

「観音寺市子ども・子育て支援事業計画」で設定した確保方策の内容（供給見込み量）と利用実績を整理すると下の表のとおりです。

教育・保育事業については、1号認定（幼稚園）の確保数に対して利用実績は少なく、2号認定や3号認定の1・2歳児で確保数を上回る利用実績となっています。

地域子ども・子育て支援事業のうち、時間外保育事業や幼稚園における一時預かり事業は計画で定めた確保数より利用実績が上回り、一時預かり事業（一時保育）、子育て援助活動支援事業などは確保数より利用実績が下回っています。

表2 観音寺市子ども・子育て支援事業計画で掲げた確保数と利用実績

事業		単位	計画で定めた確保数				実績				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
教育・保育	1号認定	人	1,101	1,101	1,101	1,101	872	827	784	742	
	2号認定	幼稚園									人
		保育所	人	596	596	596	596	613	641	670	662
	3号認定	0歳	人	164	164	164	164	88	98	126	97
		1・2歳	人	560	560	560	560	559	605	598	605
利用者支援事業		か所	0	0	0	0	未実施				
時間外保育事業		人	193	193	189	184	296	432	417	406	
放課後児童健全育成事業	低学年	人	375	363	363	367	278	282	365	377	
	高学年	人	222	234	234	230	9	19	18	15	
子育て短期支援事業		人日	13	13	13	13	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業		人	443	438	434	427	409	450	428	416	
養育支援訪問事業		人	2	2	2	2	6	7	10	1	
地域子育て支援拠点事業		人回	49,608	50,040	52,980	48,804	26,834	31,186	46,805	53,576	
一時預かり事業	幼稚園	人日	24,780	24,780	24,780	24,780	26,486	29,211	30,398	30,896	
	その他	人日	3,120	3,120	3,120	3,120	256	1,013	835	765	
病児・病後児保育事業		人日	484	484	484	484	464	559	494	583	
子育て援助活動支援事業		人日	1,040	2,080	3,380	3,380	401	433	347	328	
妊婦一般健康診査事業		人回	6,104	6,034	5,978	5,880	5,047	5,280	5,418	5,098	
実費徴収に係る補足給付を行う事業			未設定				未実施				
多様な事業者の参入促進・能力活用事業			未設定				未実施				



3 子ども・子育て支援に関する市民の意識

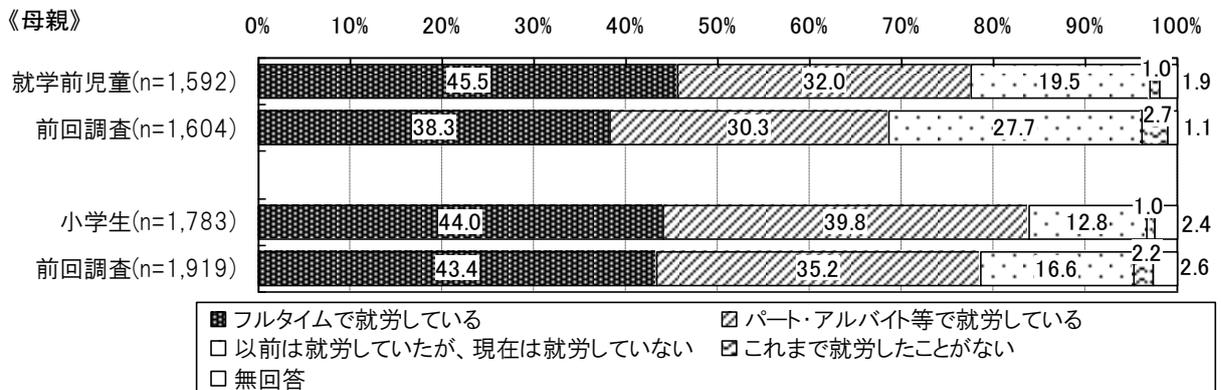
平成31年(2019年)1月に実施した「観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査」から、就学前児童、小学生の保護者の子育てに関する意識や生活状況等について示します。

(1) 保護者の就労状況と子育ての担い手について

◆保護者の就労状況

フルタイムやパート・アルバイト等で働いている母親が前回調査より増加しています。

図10 母親の就労状況

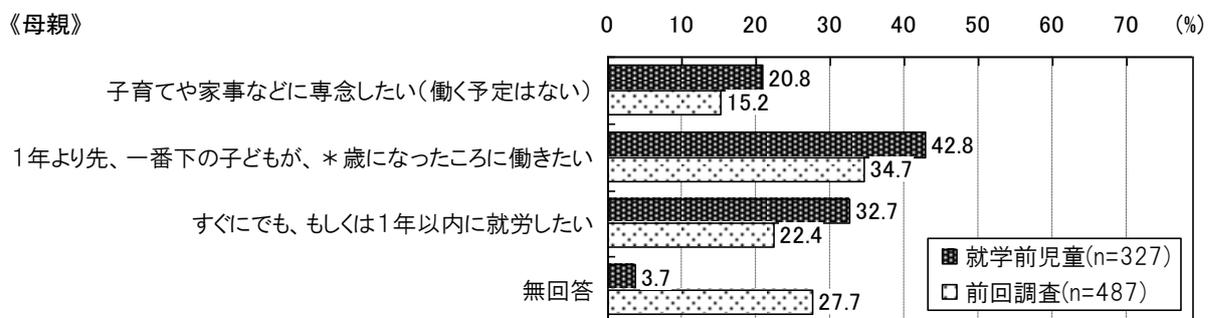


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回・平成31年、前回：平成25年）

◆就労していない母親の就労希望

就労していない母親のうち、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」という人は就学前児童の32.7%、小学生の43.9%で、いずれも前回調査よりも増加しています。

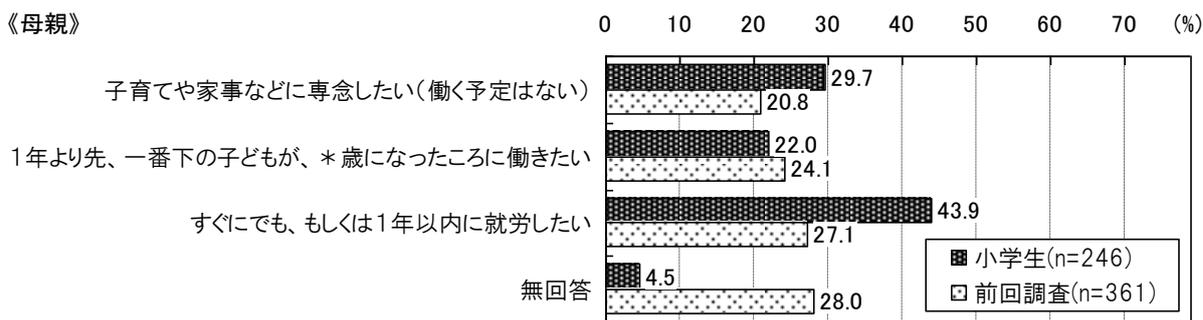
図11 就労していない母親の就労希望（就学前児童）



資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回・平成31年、前回：平成25年）



図12 就労していない母親の就労希望（小学生）

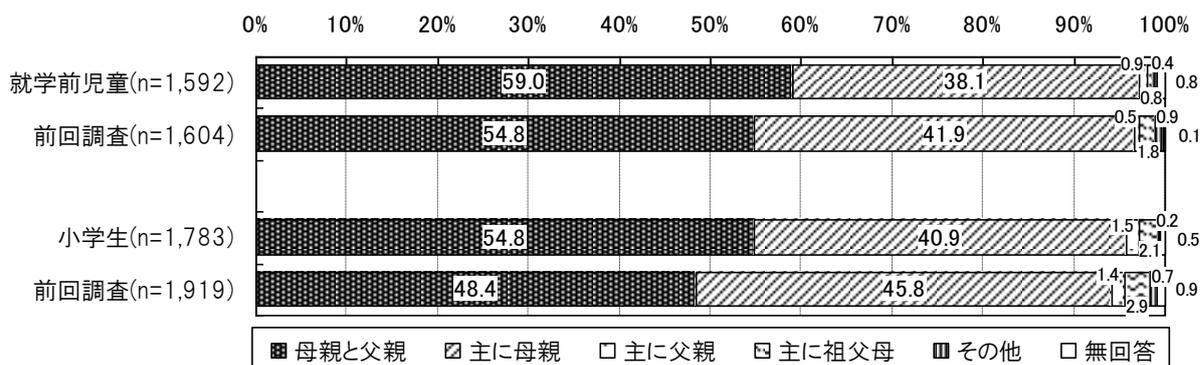


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回・平成31年、前回：平成25年）

◆子育てを主に行う人

子育てを「母親と父親」で行っているという家庭が、就学前児童の59.0%、小学生の54.8%となっており、前回調査より増加しています。

図13 子育てを主に行う人

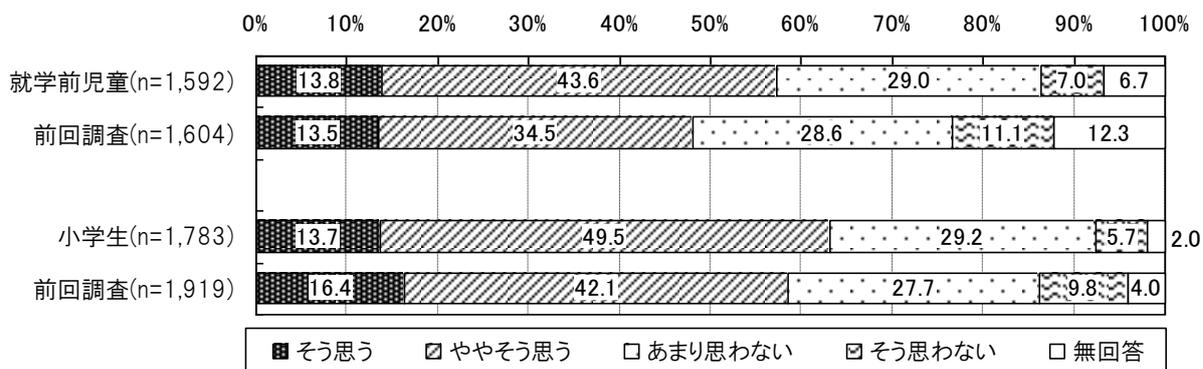


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回・平成31年、前回：平成25年）

◆仕事と生活の調和がとれていると感じるか

「ややそう思う」「そう思う」を合わせて、就学前児童の保護者の57.4%、小学生の保護者の63.2%が仕事と生活の調和がとれていると答えています。

図14 仕事と生活の調和がとれていると感じるか



資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回・平成31年、前回：平成25年）

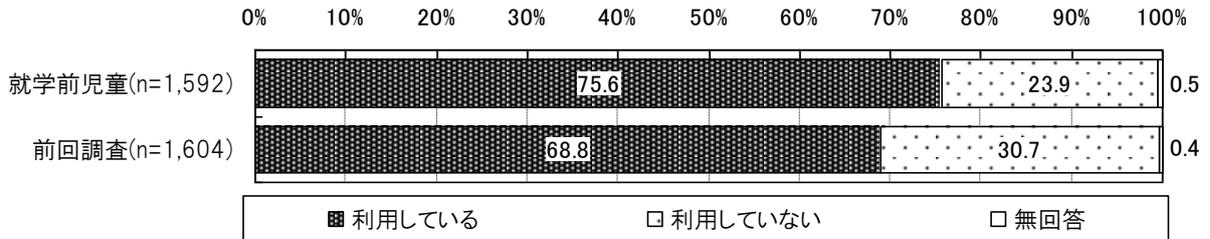


(2) 教育・保育事業の利用状況と今後の意向

◆定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前で何らかの教育・保育事業を利用している家庭は75.6%で、前回調査より増加しています。

図15 定期的な教育・保育事業の利用状況

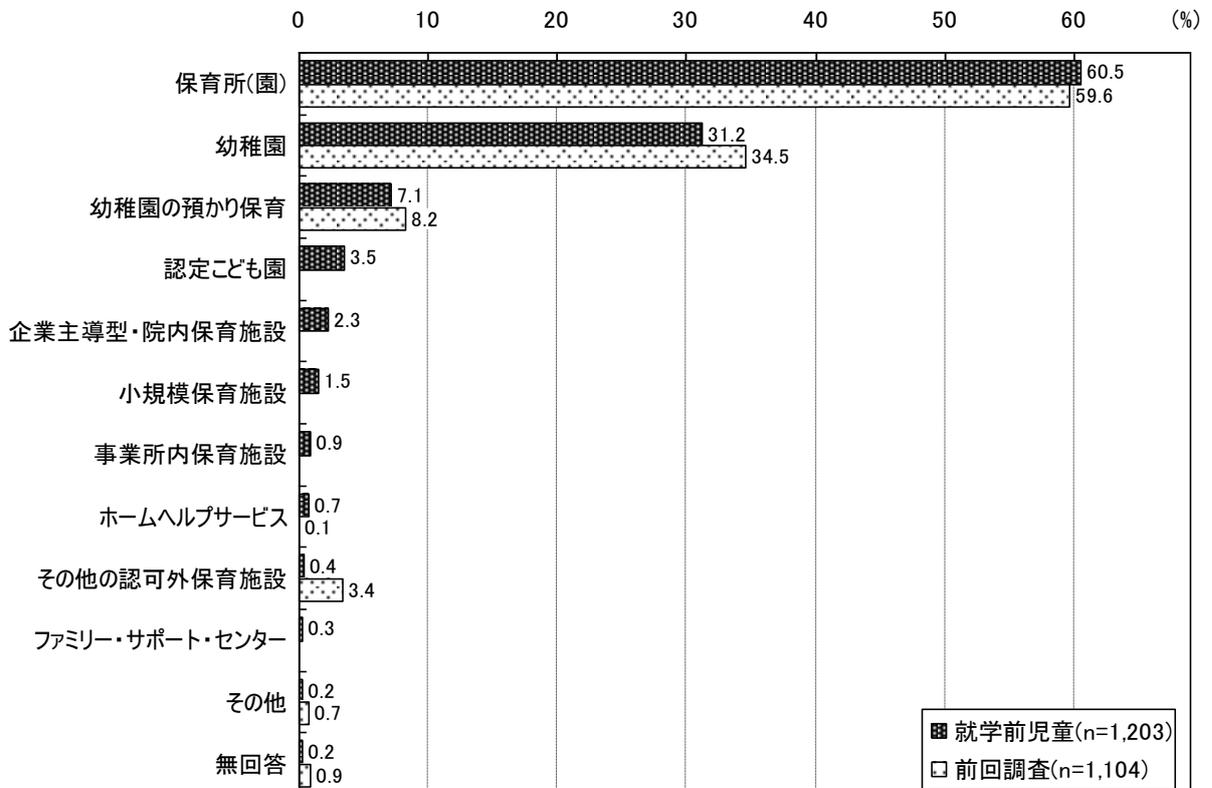


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回・平成31年、前回：平成25年）

◆利用している教育・保育事業

「保育所(園)」に通わせている家庭が60.5%と最も多く、次いで「幼稚園」が31.2%となっています。

図16 利用している教育・保育事業



資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回・平成31年、前回：平成25年）

※前回調査は比較可能な項目のみ結果を記載

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

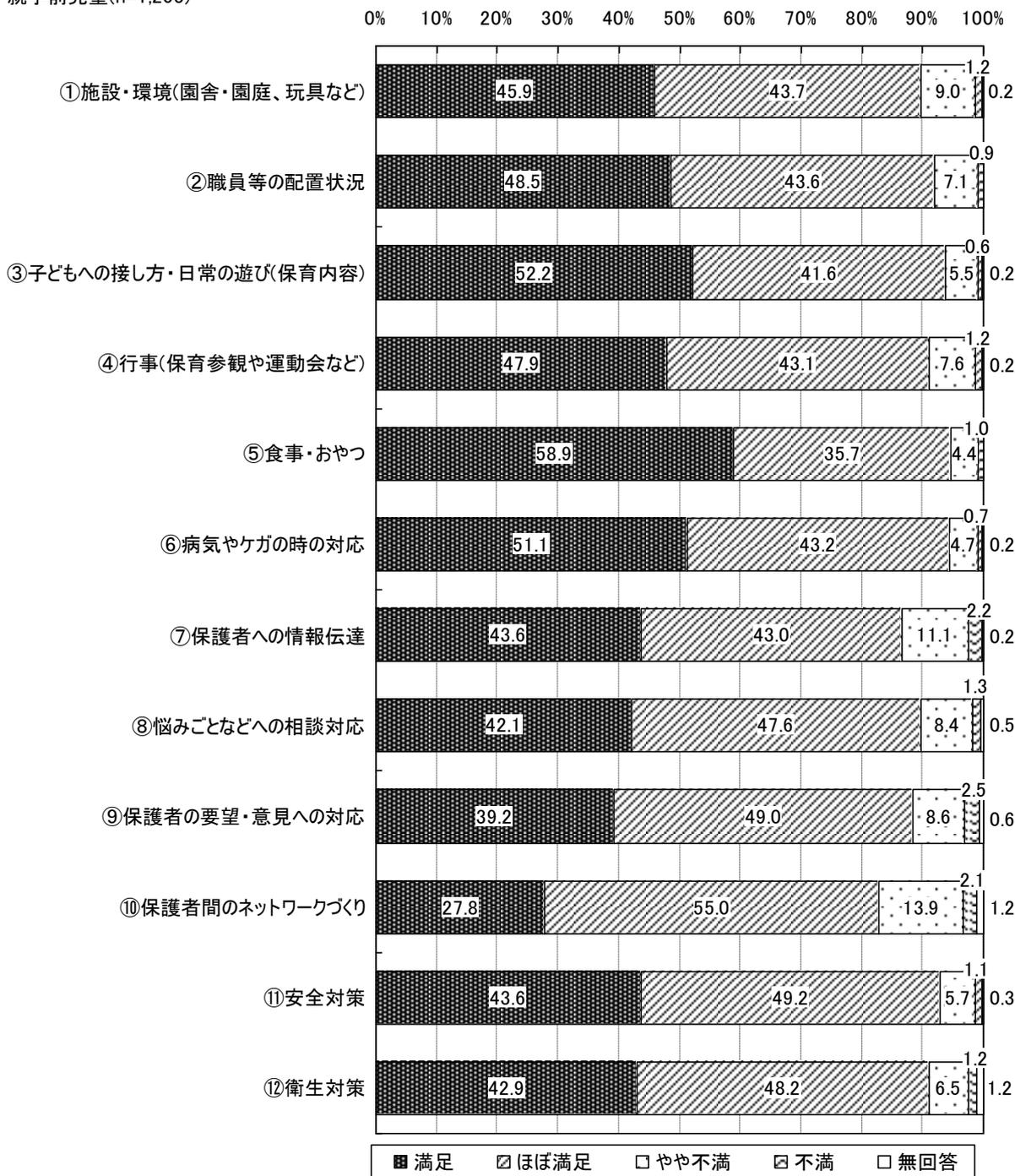
◆利用している教育・保育事業について感じる事

各項目とも「満足」「ほぼ満足」を合わせて80%以上を占めています。

ただし、「⑩保護者間のネットワークづくり」については、「満足」が27.8%と他の項目と比べて割合が低くなっています。

図17 利用している教育・保育事業について感じる事

就学前児童(n=1,203)

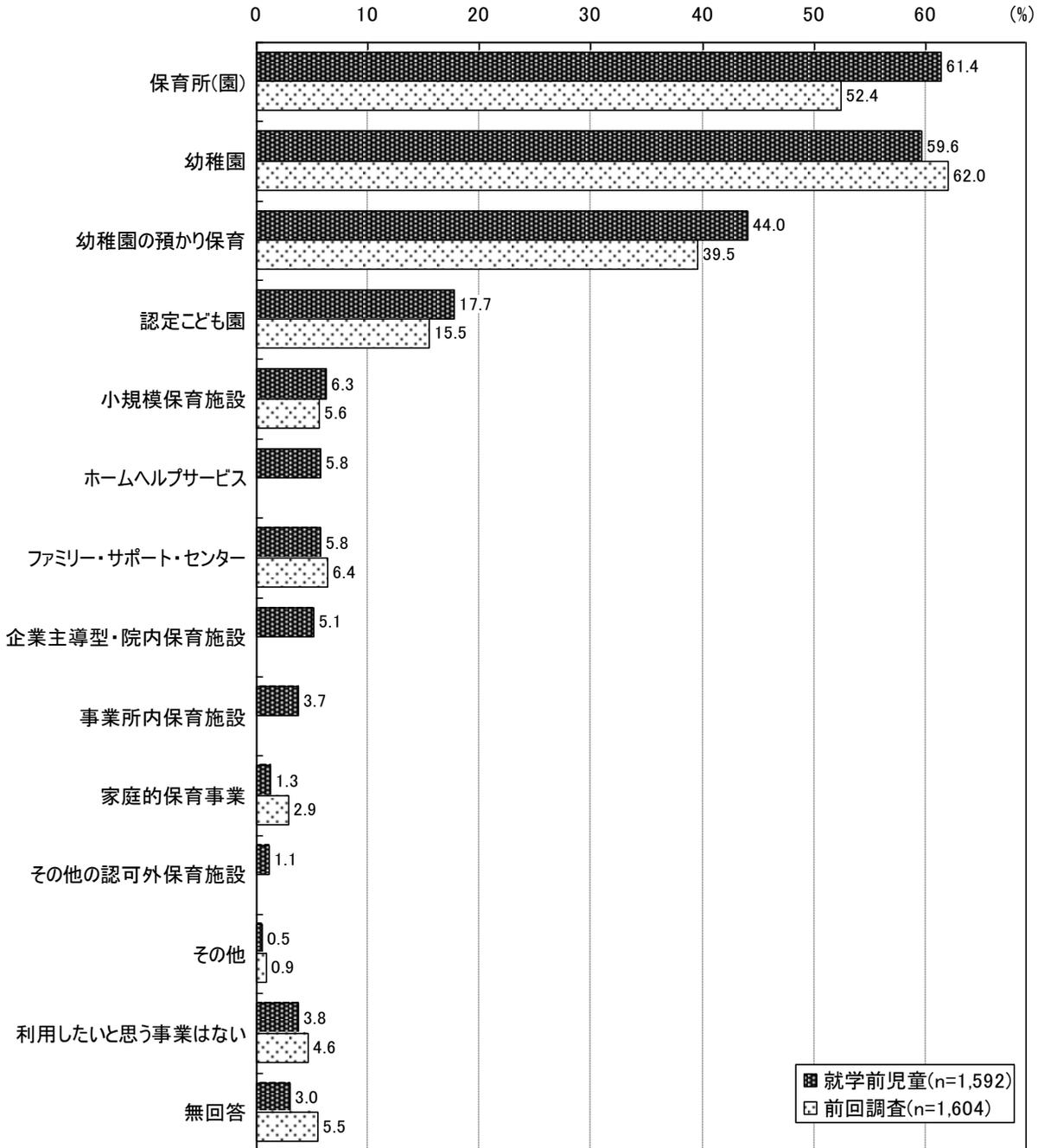


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年）

◆平日に定期的に利用したい教育・保育事業

今後利用したい教育・保育事業については、「保育所(園)」が61.4%、「幼稚園」が59.6%、「幼稚園の預かり保育」が44.0%、「認定こども園^{*5}」が17.7%になっています。

図18 平日に定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）



資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回：平成31年、前回：平成25年）

^{*5} 認定こども園：就学前の子どもの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4類型（①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型）がある。

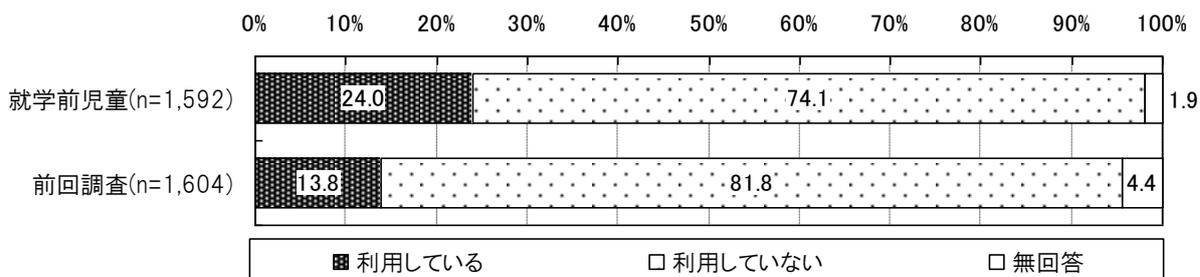


(3) 地域子育て支援センターの利用状況

◆地域子育て支援センター^{*6}の利用状況

就学前児童のうち、地域子育て支援センターを「利用している」家庭は24.0%と、前回調査より増加しています。

図19 地域子育て支援センターの利用状況

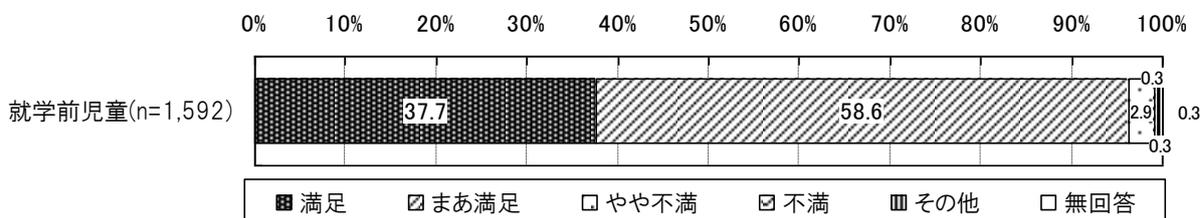


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回：平成31年、前回：平成25年）

◆地域子育て支援センターを利用して感じること

地域子育て支援センターを利用した家庭のうち、「満足」「まあ満足」を合わせて96.3%が満足感を示しています。

図20 地域子育て支援センターを利用して感じること



資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年）

^{*6} 地域子育て支援センター：地域の子育て家庭を対象に、親子同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する悩みや育児相談、育児講座等の開催、子育てに関する情報の提供、子育てサークルの活動支援など、各センターがそれぞれ特色ある取り組みを行っている。

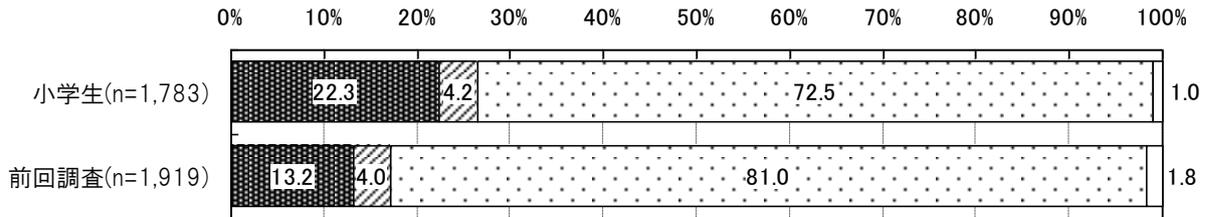


(4) 放課後の時間の過ごし方

◆放課後児童クラブの利用状況（小学生）

小学生のうち、放課後児童クラブを「利用している」家庭は22.3%と、前回調査より増加しています。

図21 放課後児童クラブの利用状況（小学生）



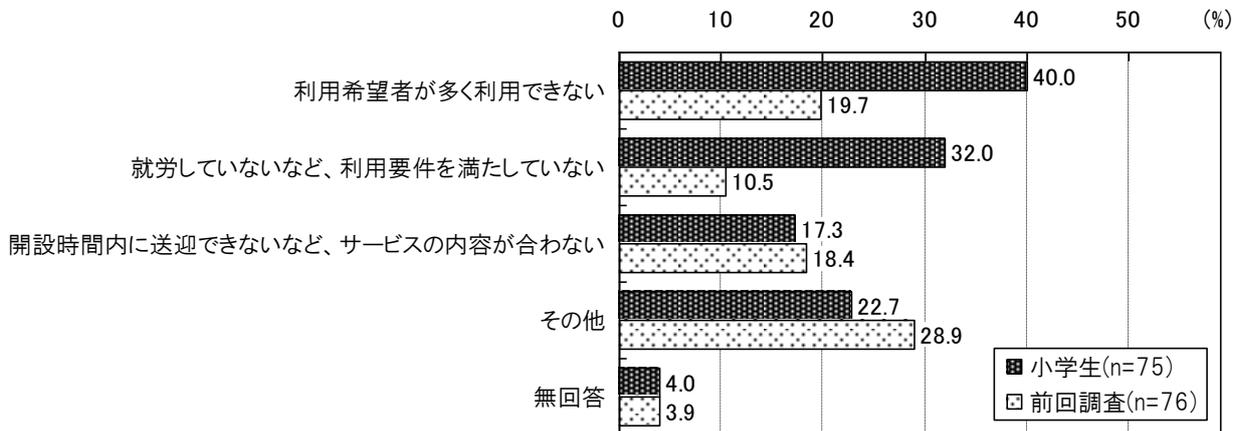
■ 利用している(長期休暇のみの利用を含む) □ 利用したいが利用できていない □ 利用していない □ 無回答

資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回：平成31年、前回：平成25年）

◆放課後児童クラブが利用できていない理由

放課後児童クラブを利用したいが利用できていないという家庭にその理由を尋ねたところ、「利用希望者が多く利用できない」が40.0%、「就労していないなど、利用要件を満たしていない」が32.0%などとなっています。

図22 放課後児童クラブが利用できていない理由

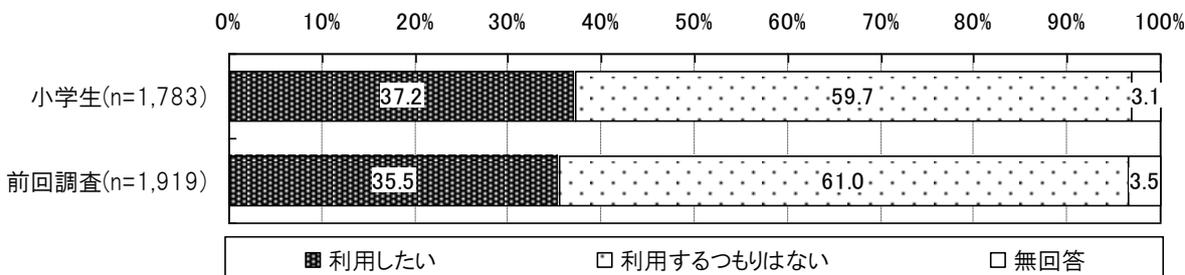


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回：平成31年、前回：平成25年）

◆放課後子ども教室の利用希望

放課後子ども教室が実施された際には「利用したい」という家庭は37.2%になっています。

図23 放課後子ども教室の利用希望

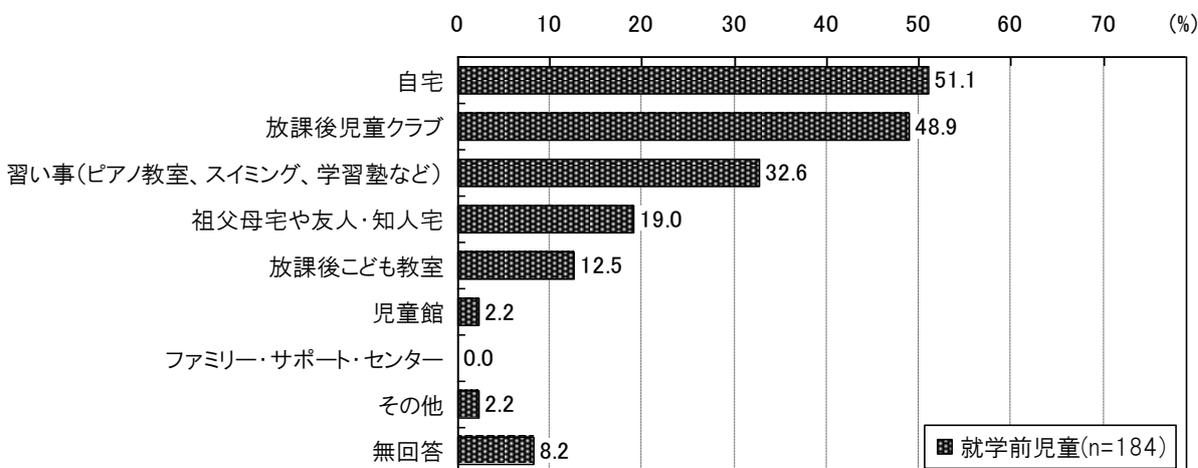


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回：平成31年、前回：平成25年）

◆小学校就学後の放課後の時間の過ごし方（5歳児）

5歳児のいる家庭に小学校への就学後の放課後の過ごし方を尋ねたところ、「自宅」が51.1%、「放課後児童クラブ」が48.9%、「習い事」が32.6%になっています。

図24 小学校就学後の放課後の時間の過ごし方（5歳児）



資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年）

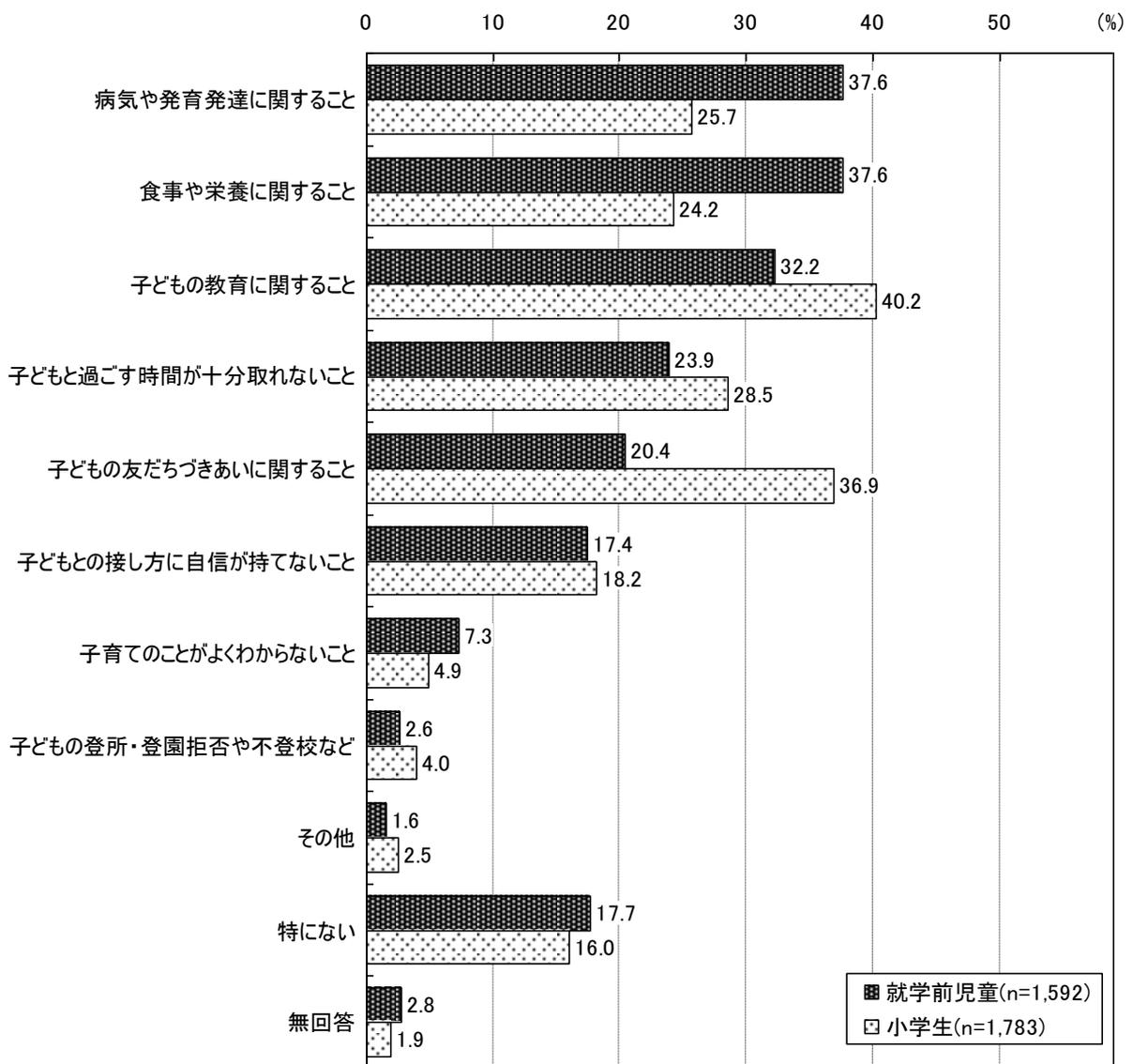
(5) 子育てに関する悩みや不安の状況

◆子どもに関する悩みや気になること

子どもに関する悩みや気になることについては、就学前児童の保護者では、「病気や発育発達に関すること」と「食事や栄養に関すること」がともに37.6%、次いで「子どもの教育に関すること」が32.2%となっています。

小学生の保護者では、「子どもの教育に関すること」が40.2%、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」が36.9%、「子どもと過ごす時間が十分取れないこと」が28.5%となっています。

図25 子どもに関する悩みや気になること



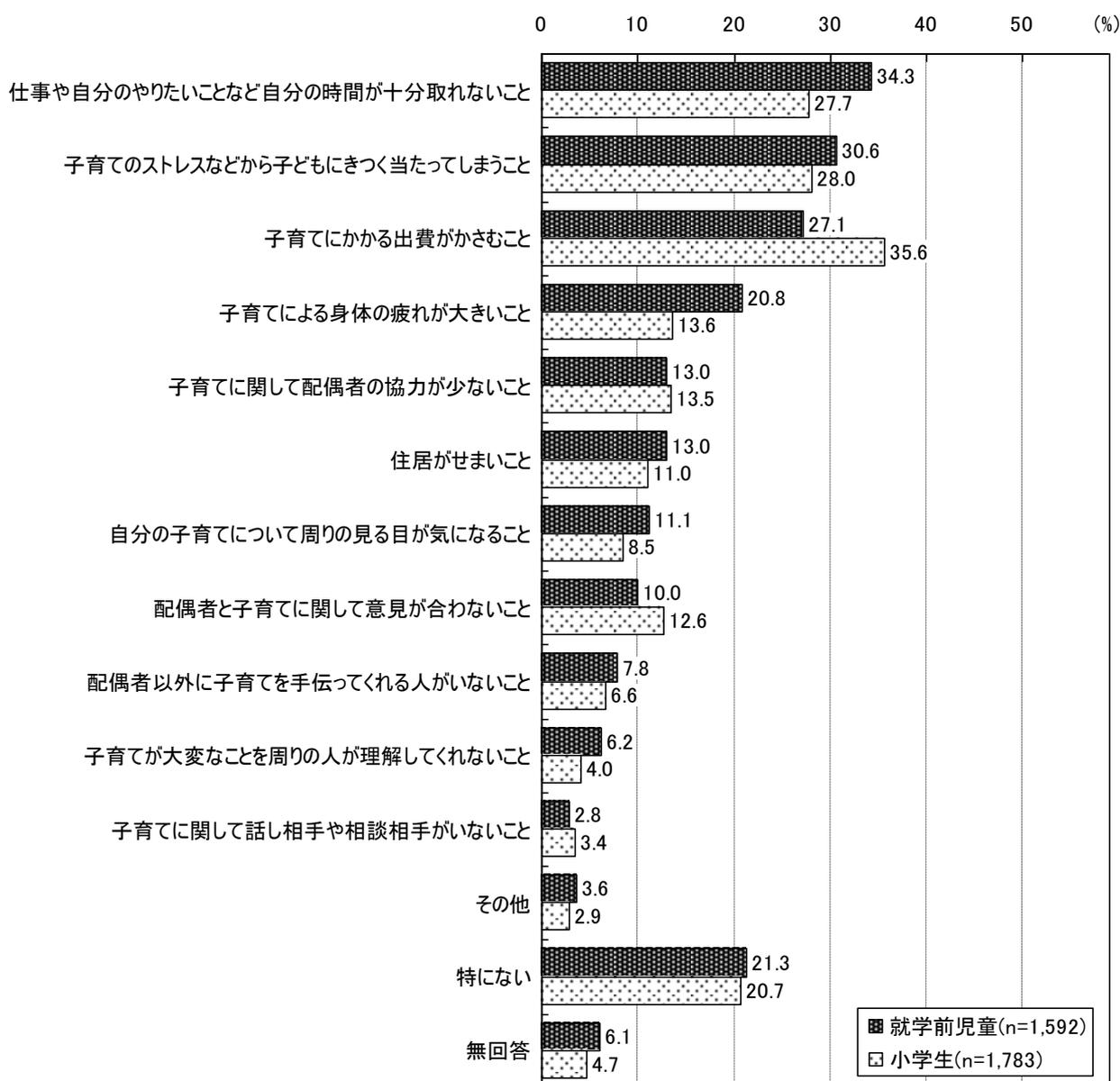
資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年）

◆保護者自身の悩みや気になること

保護者自身の悩みや気になることについては、就学前児童の保護者では、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が34.3%と最も多く、次いで「子育てのストレスなどから子どもにきつく当たってしまうこと」が30.6%、「子育てにかかる出費がかさむこと」が27.1%となっています。

小学生の保護者では、「子育てにかかる出費がかさむこと」が35.6%と最も多く、これに次いで「子育てのストレスなどから子どもにきつく当たってしまうこと」が28.0%、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が27.7%となっています。

図26 保護者自身の悩みや気になること

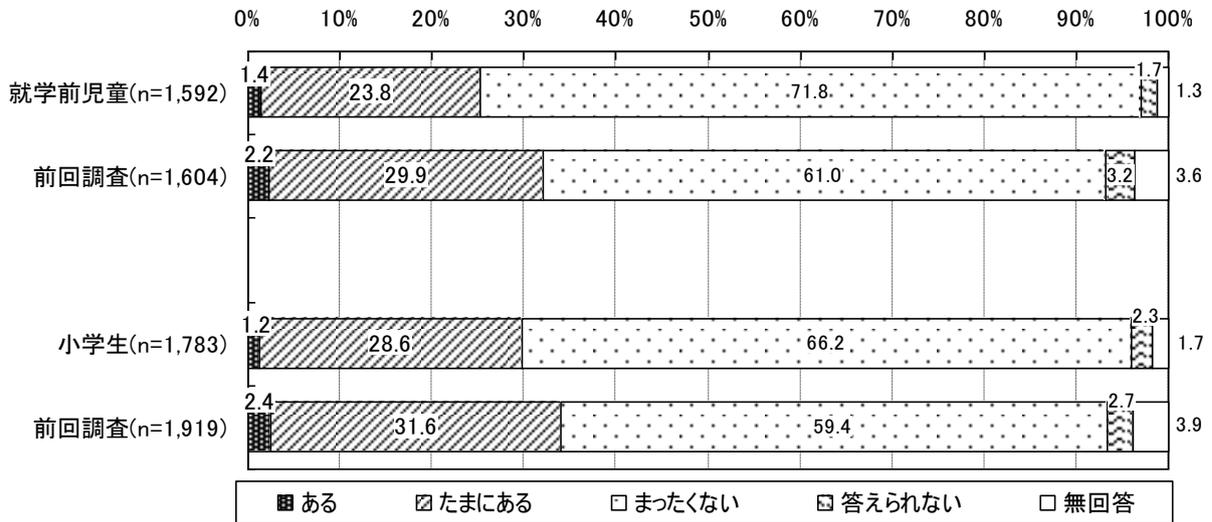


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年）

◆子どもを虐待しているのではと思ったこと

「ある」「たまにある」を合わせて、子どもを虐待しているのではと思ったことがある人は就学前児童の保護者の25.2%、小学生の保護者の29.8%となっており、前回調査より減少しています。

図27 子どもを虐待しているのではと思ったこと

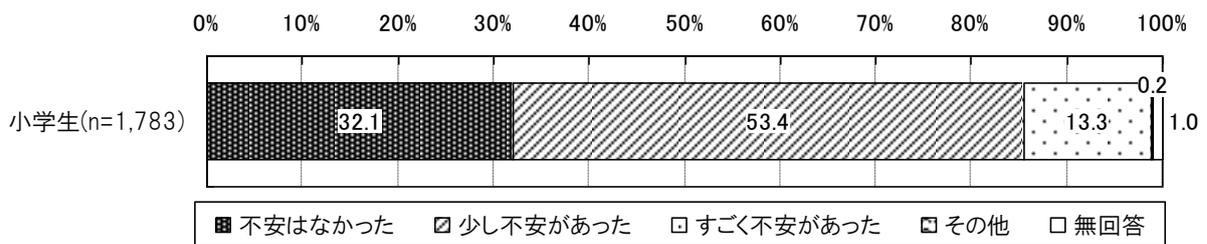


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回：平成31年、前回：平成25年）

◆小学校に入学する際の不安について

小学校入学時に不安があった家庭は「少し不安があった」が53.4%、「すごく不安があった」を合わせると66.7%となっています。

図28 小学校に入学する際の不安について

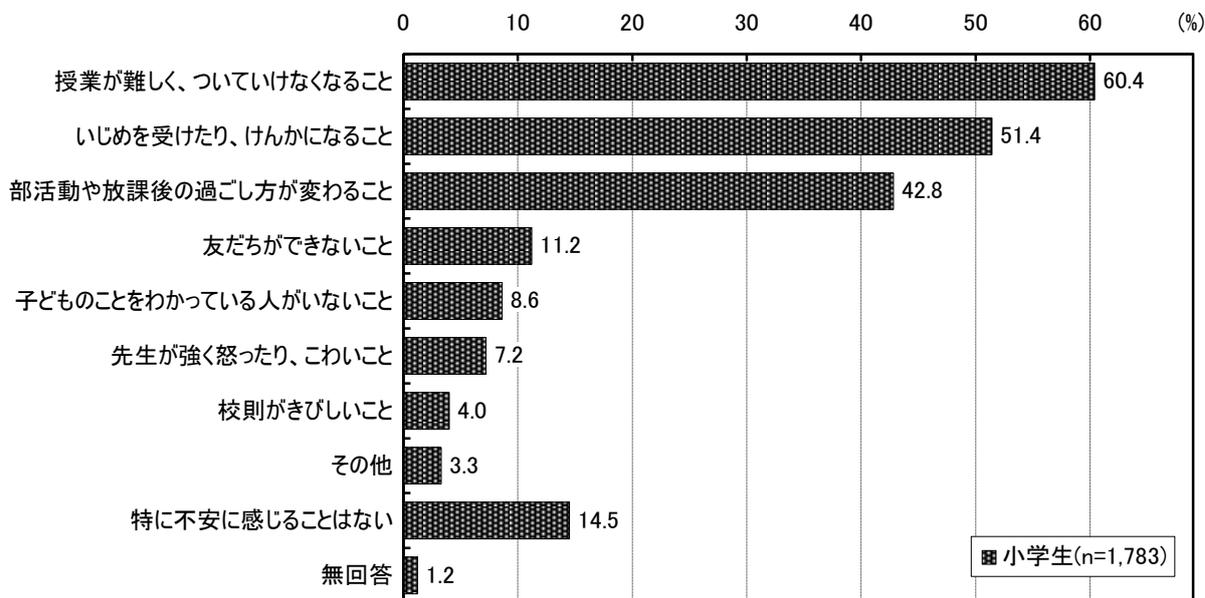


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年）

◆中学生になることへの不安

中学生になることに不安を感じることは、「授業が難しく、ついていけなくなること」が60.4%と最も多く、次いで「いじめを受けたり、けんかになること」が51.4%、「部活動や放課後の過ごし方が変わること」が42.8%となっています。

図29 中学生になることへの不安

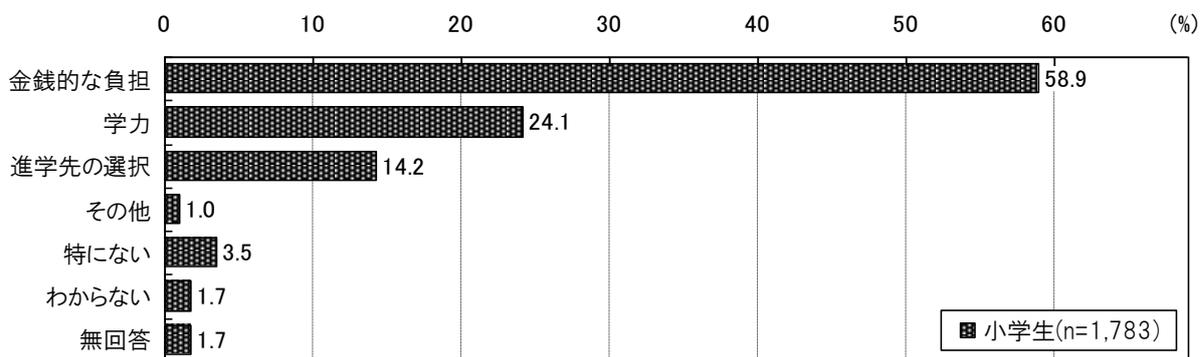


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年）

◆子どもを進学させる際に最も心配に思うこと

子どもを進学させる際に心配に思うこととして「金銭的な負担」が58.9%となっています。

図30 子どもを進学させる際に最も心配に思うこと



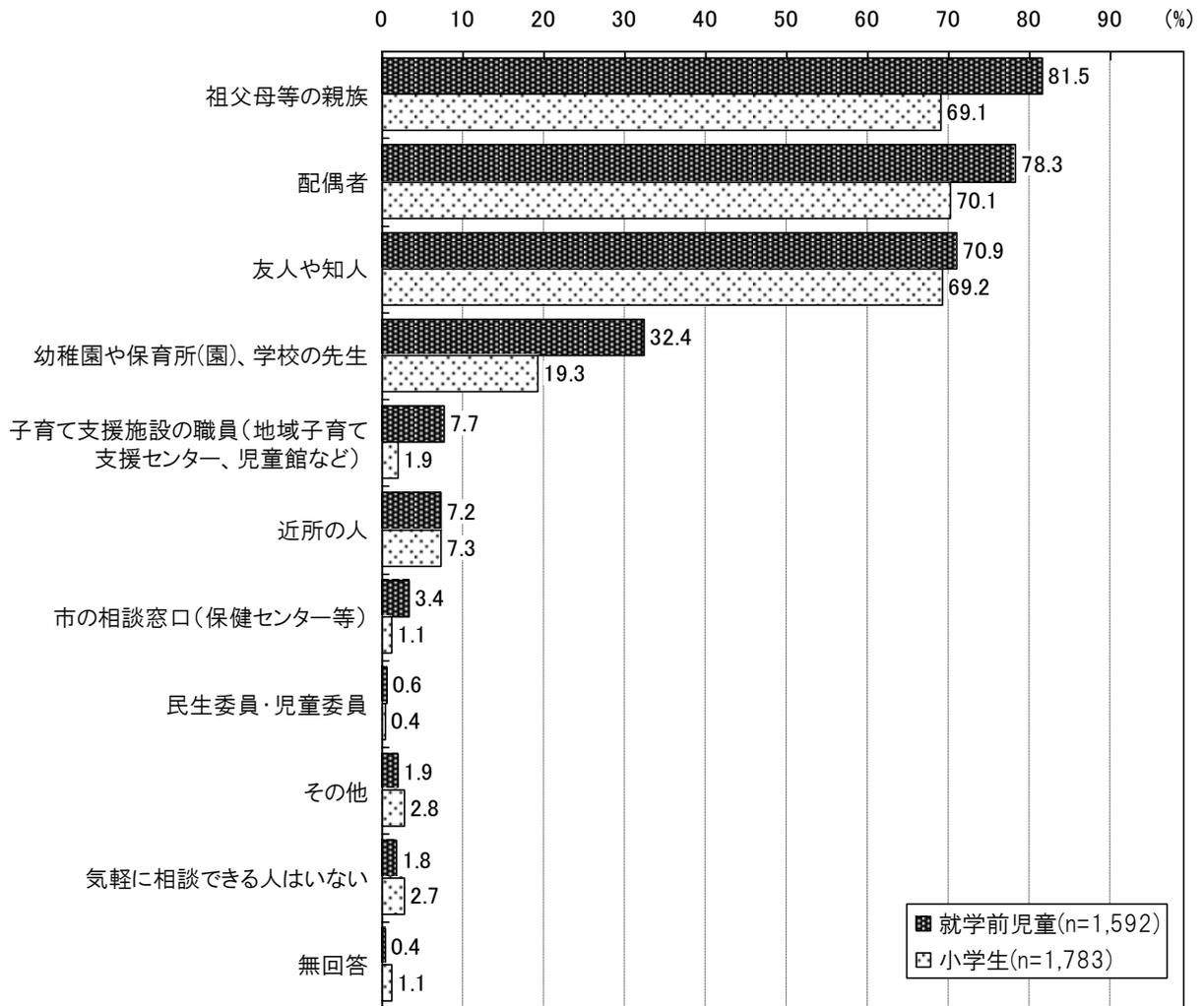
資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年）

◆子育てについての相談先

子育てについての相談先を尋ねたところ、就学前児童の保護者では、「祖父母等の親族」「配偶者」「友人や知人」「幼稚園や保育所(園)の先生」の順になっています。

小学生の保護者では、「配偶者」「友人や知人」「祖父母等の親族」「学校の先生」の順になっています。

図31 子育てについての相談先

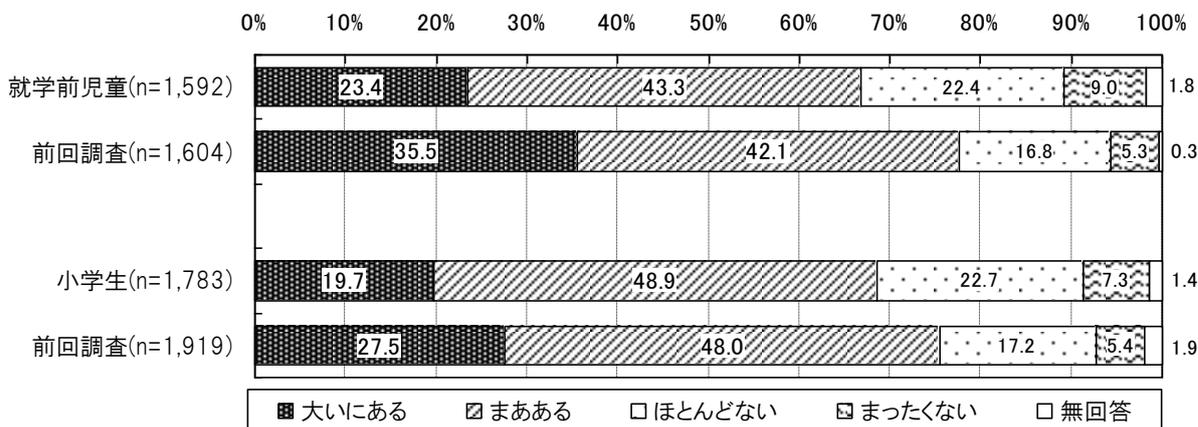


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年）

◆周囲の人に支えてもらって子育てをしているという実感があるか

「大いにある」「まあある」を合わせて、周囲の人に支えてもらって子育てをしているという実感があるという人は就学前児童の保護者の66.7%、小学生の保護者の68.6%を占めていますが、前回調査より「大いにある」と答えた人が減っています。

図32 周囲の人に支えてもらって子育てをしているという実感があるか



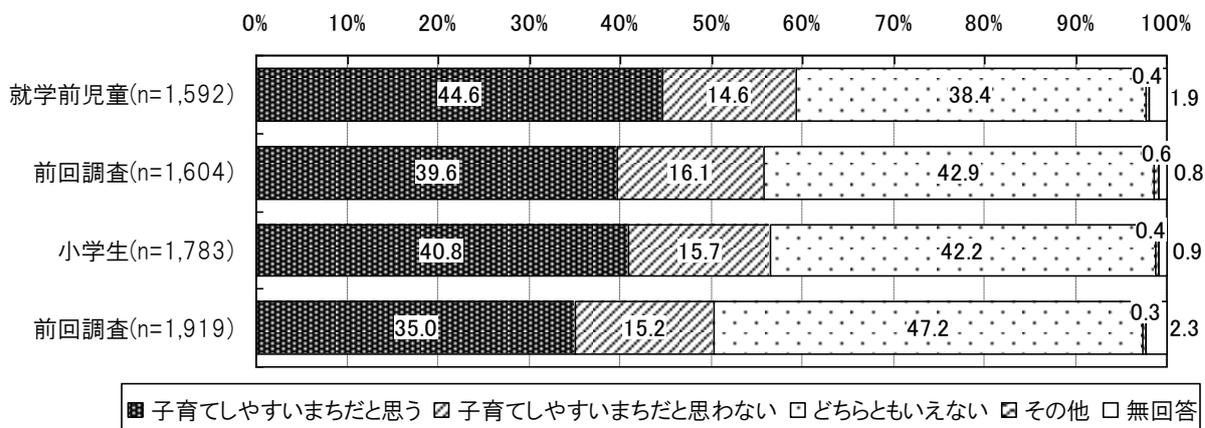
資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回：平成31年、前回：平成25年）

(6) 子どもや子育て家庭を取り巻く環境について

◆観音寺市は子育てしやすいまちだと思うか

観音寺市が「子育てしやすいまちだと思う」という人は、就学前児童の保護者の44.6%、小学生の保護者の40.8%となっており、前回調査より増加しています。

図33 観音寺市は子育てしやすいまちだと思うか

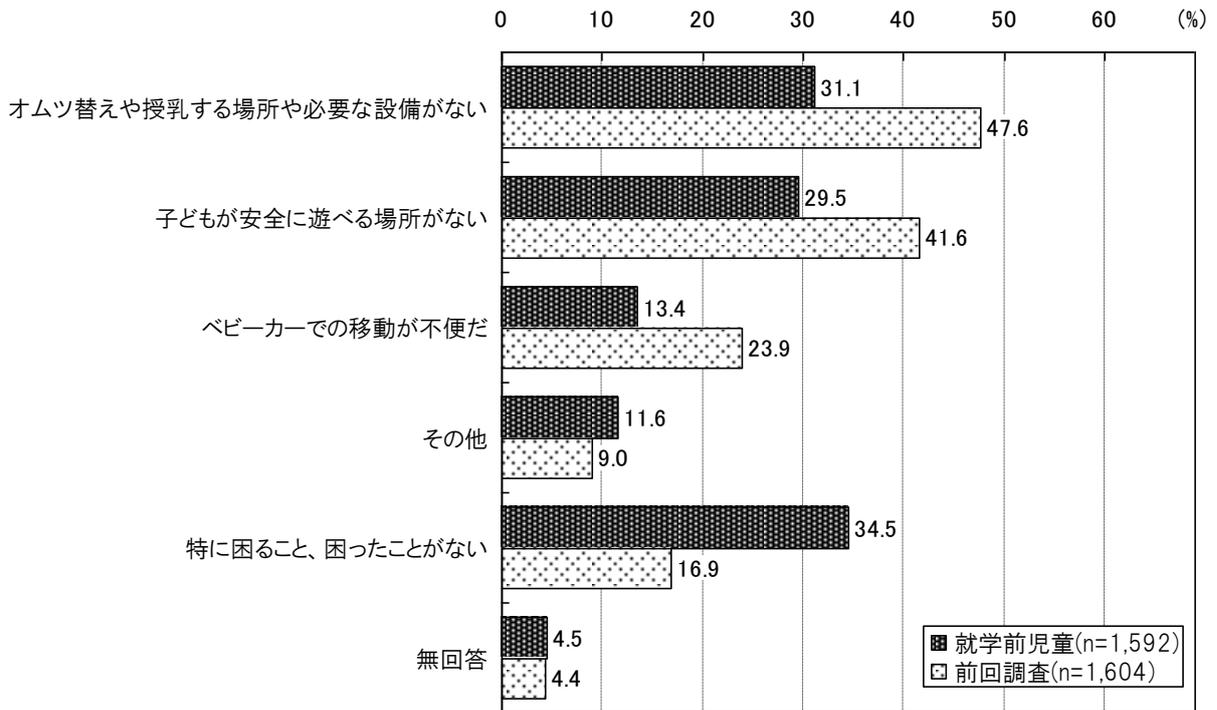


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回：平成31年、前回：平成25年）

◆外出時に困ること

就学前児童の保護者に外出時に困ることについて尋ねたところ、「オムツ替えや授乳する場所や必要な設備がない」が31.1%と最も多く、次いで「子どもが安全に遊べる場所がない」が29.5%、「ベビーカーでの移動が不便だ」が13.4%となっていますが、いずれも前回調査より減少しています。

図34 外出時に困ること



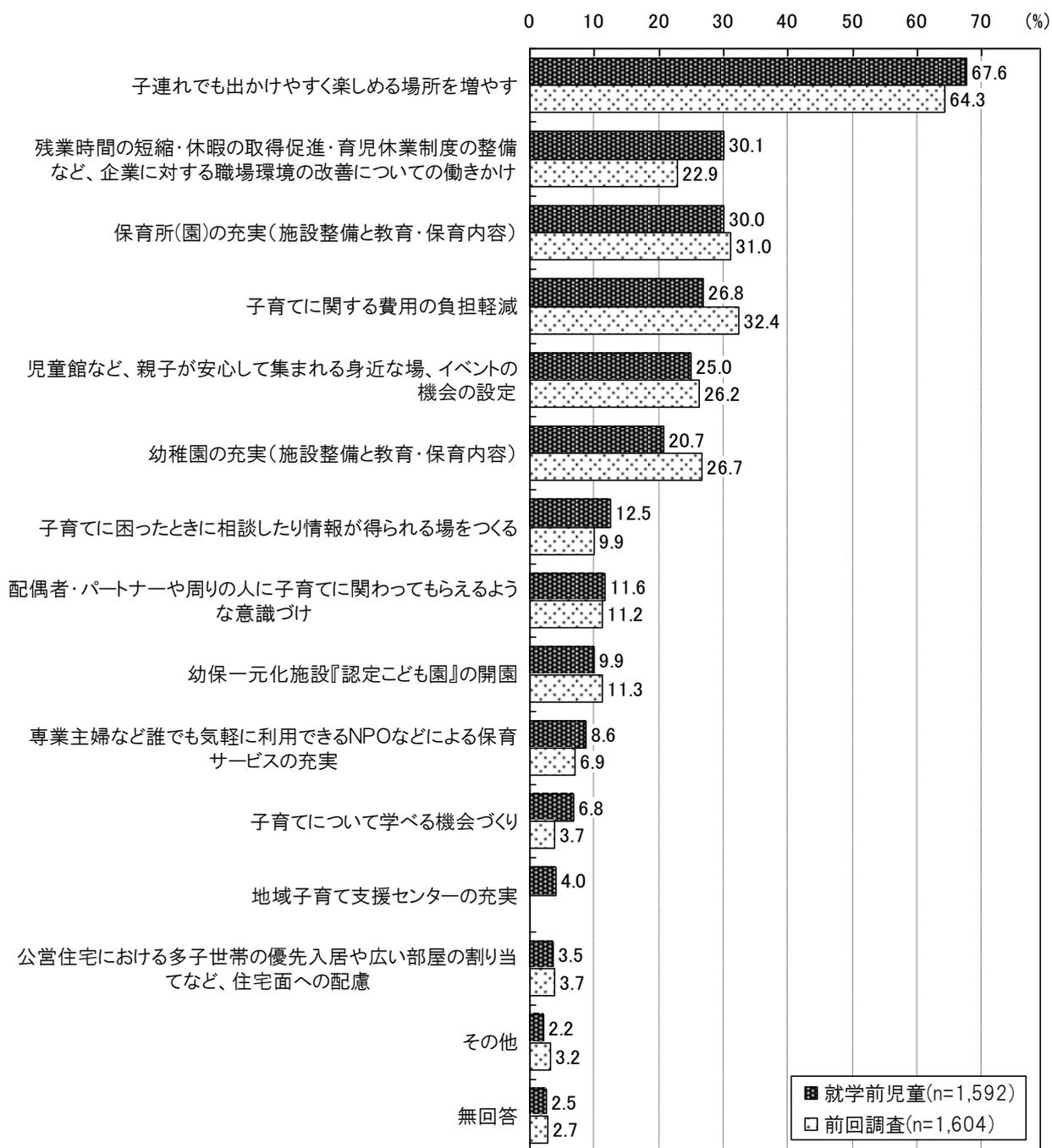
資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回：平成31年、前回：平成25年）

◆子育て環境充実のために必要な支援策

就学前児童の保護者に子育て環境の充実のために必要な支援策について尋ねたところ、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が67.6%と最も多くなっています。

前回調査と比べると、「残業時間の短縮・休暇の取得促進・育児休業制度の整備など、企業に対する職場環境の改善についての働きかけ」の割合が高く、「子育てに関する費用の負担軽減」や「幼稚園の充実（施設整備と教育・保育内容）」の割合が低くなっています。

図35 子育て環境充実のために必要な支援策

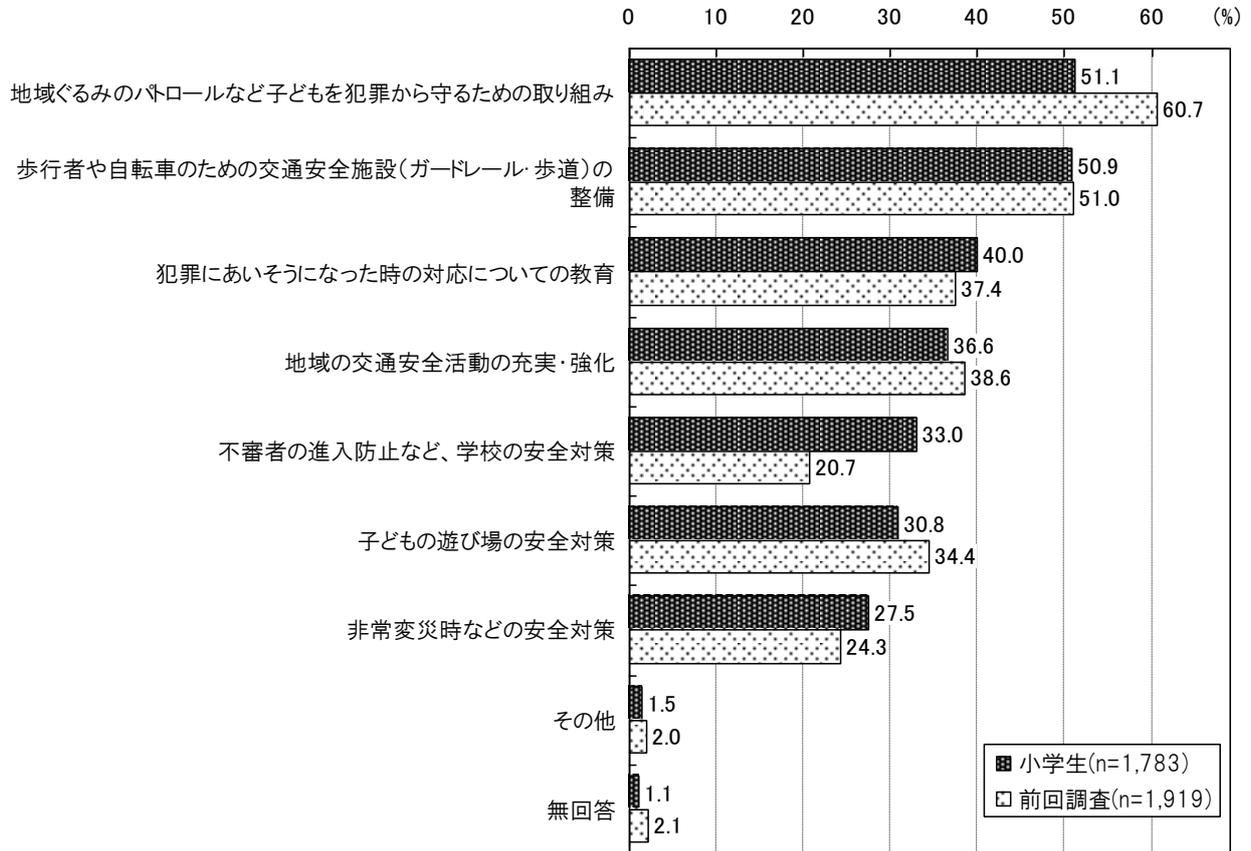


資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回：平成31年、前回：平成25年）

◆子どもの安全を守るために重要と思うこと

小学生の保護者に子どもの安全を守るために重要と思うことを尋ねたところ、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み」が51.1%、「歩行者や自転車のための交通安全施設（ガードレール・歩道）の整備」が50.9%を占めています。

図36 子ども安全を守るために重要と思うこと



資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（今回：平成31年、前回：平成25年）

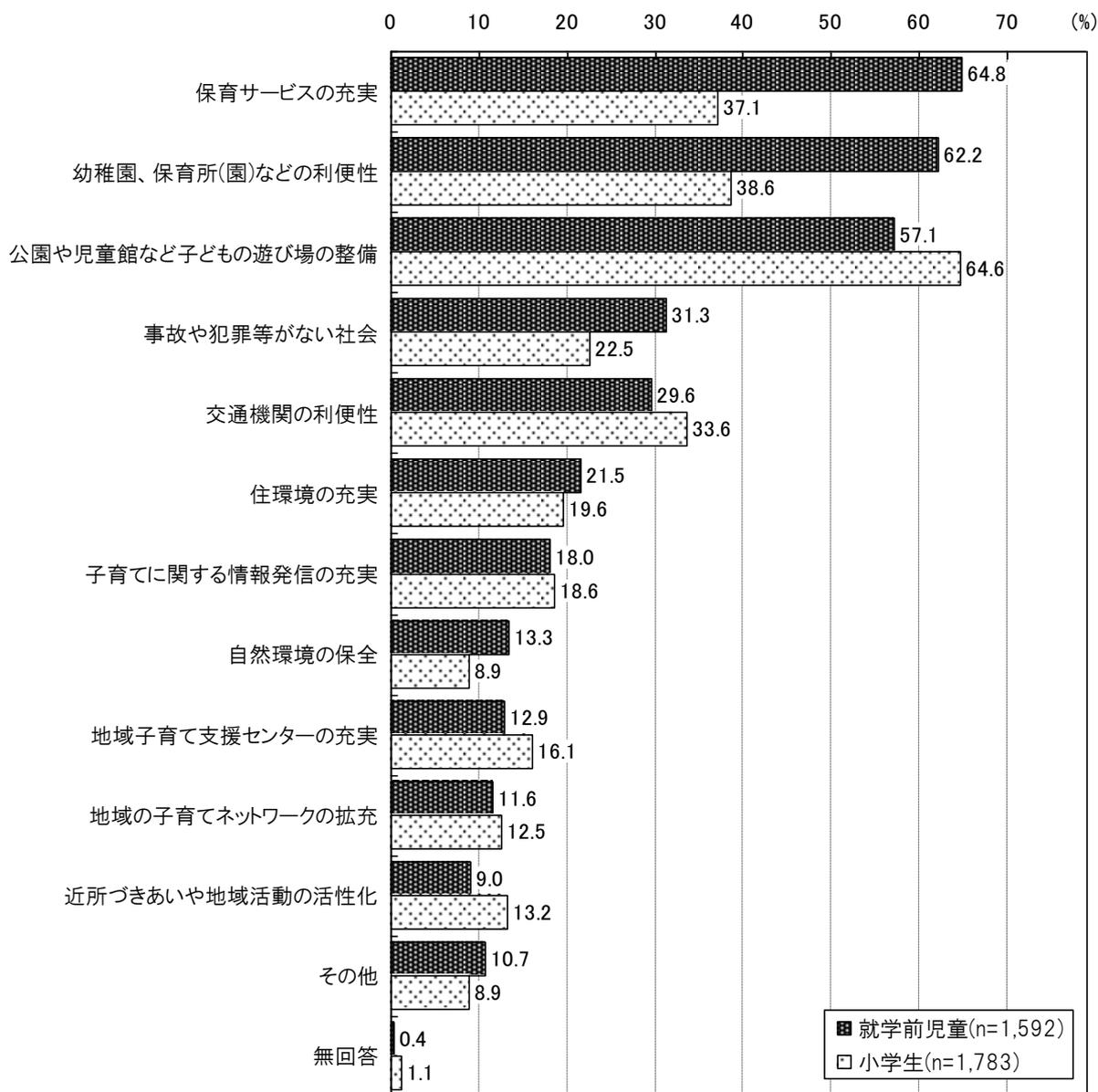


(7) 子育て支援策の方向性

◆子育てしやすいまちにするために良くなると思うこと

子育てしやすいまちにするために、就学前児童の保護者では、「保育サービスの充実」が64.8%、「幼稚園、保育所(園)などの利便性」が62.2%、「公園や児童館など子どもの遊び場の整備」が57.1%となっています。また、小学生の保護者では、「公園や児童館など子どもの遊び場の整備」が64.6%となっています。

図37 子育てしやすいまちにするために良くなると思うこと



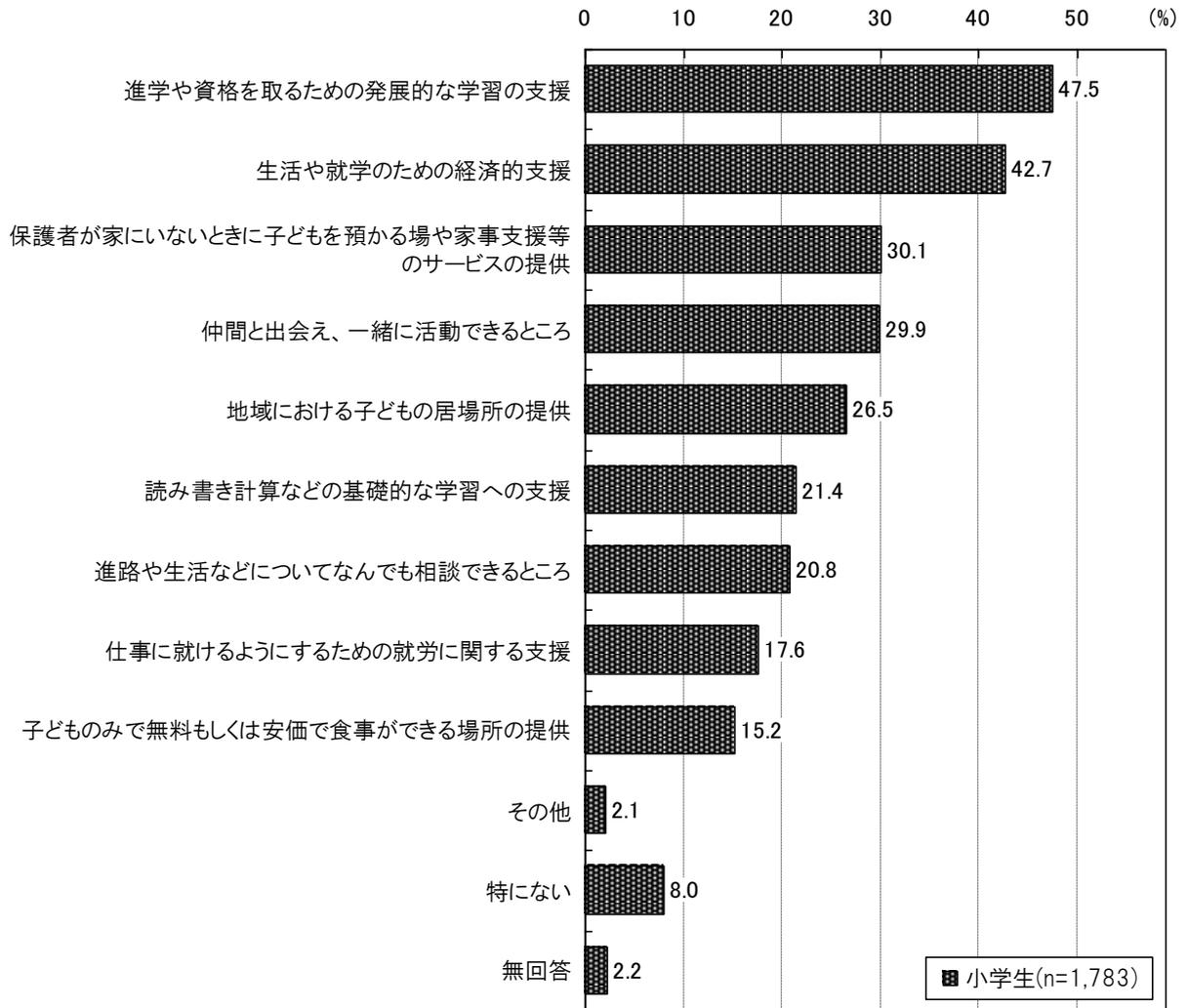
資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年）



◆子どもに対する支援としてあればよいと思うもの

小学生の保護者に子どもに対する支援策について尋ねたところ、「進学や資格を取るための発展的な学習の支援」が47.5%と最も多く、次いで「生活や就学のための経済的支援」が42.7%となっています。

図38 子どもに対する支援としてあればよいと思うもの



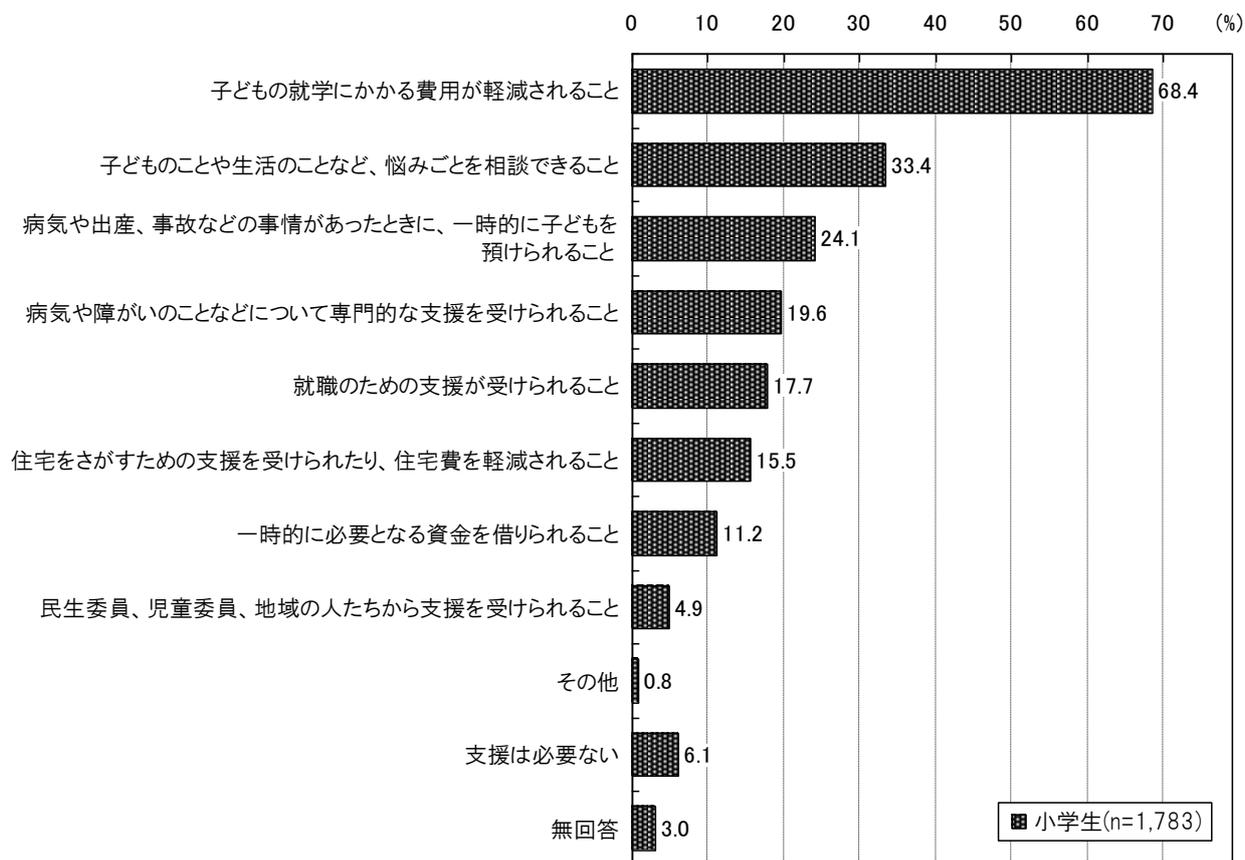
資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査



◆子育てをする上で必要としたり、重要だと思ふ支援

小学生の保護者に子育て支援策について尋ねたところ、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が68.4%と最も多くなっています。

図39 子育てをする上で必要としたり、重要だと思ふ支援



資料：観音寺市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、子どもたちがともにいきいきと健やかに育ち、主体的に考え、行動する「生きる力」を持つことは、親だけでなくすべての市民の願いであるといえます。

結婚して家庭を築くことや子どもを生み育てることは、個人の自由な選択に委ねられることからであり、また、子育ての第一義的な責任はその保護者にあることはいうまでもありません。しかし、地域や学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長していくことができるまちづくりを実現することが重要です。

本計画の基本理念については、「観音寺市次世代育成支援行動計画」「観音寺市子ども・子育て支援事業計画」で掲げてきた考え方を継承し、地域社会全体で子どもたちの豊かな心、人間性を育み、子育て家庭を支える取り組みを進めます。

図40 計画の基本理念

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち



2 基本目標

計画の基本理念を実現するために、市と市民がめざすまちの姿を、「親の視点」「子どもの視点」「地域の視点」という3つの視点から設定し、計画の基本目標とします。

○ 安心とゆとりを持って子どもを生み育てることのできるまちづくり

保護者の子育てに関する不安や負担感を軽減し、安心とゆとりを持って子育てを楽しみ、子どもに愛情を注げるよう、母子保健事業や教育・保育事業、子育て支援施策の充実に努めるとともに、子育てと仕事を両立しやすい環境づくりに取り組みます。

○ すべての子どもが心身ともに健やかに育つことのできるまちづくり

次代を担う子どもたちが、その成長とともに「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」を育んでいけるよう、次代を担う子どもたちを対象とした保健事業や教育環境の充実に引き続き努めます。

○ 地域全体で子どもと子育て家庭を支援することのできるまちづくり

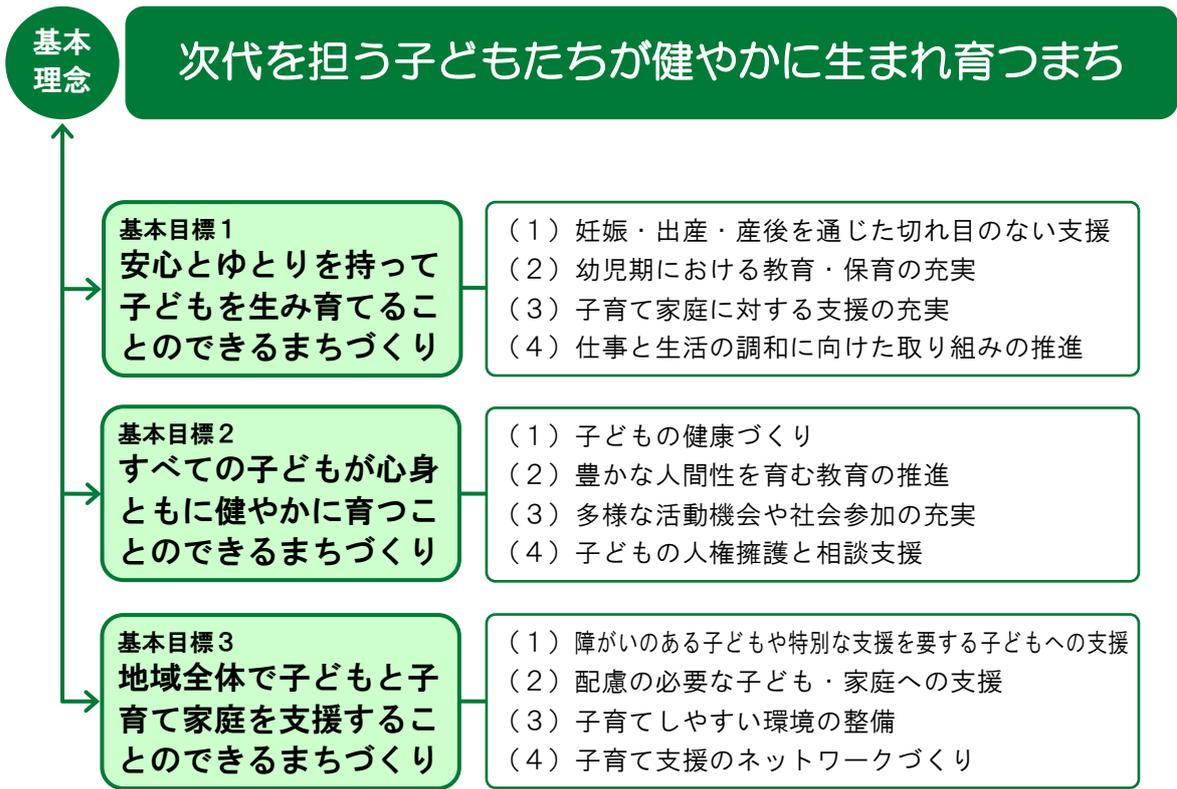
地域での子どもの安全確保や子育て中の親子の孤立を防止するため、配慮の必要な子どもや家庭への支援に努めるとともに、子どもや子育て中の家庭が地域で安心して快適に暮らせるよう、関係機関とともに取り組みを進めます。



3 施策の体系

基本理念及び基本目標に基づき、第2期計画における施策の推進に努めます。

図41 施策の体系



第4章 施策の展開

1 安心とゆとりを持って子どもを生き育てることのできるまちづくり

(1) 妊娠・出産・産後を通じた切れ目のない支援

①妊娠・出産に関する正しい知識の普及と啓発

妊娠届時の面談、ちらしやパンフレットの配布などにより妊娠や出産に関する正しい知識の普及・啓発に取り組んでいます。また、市の母子保健事業に関する情報や育児実習などの機会を提供しています。今後は妊婦だけでなく、家族やその周辺の人々に対しても普及・啓発に努めます。

両親がともに参加できる講習会などを開催し、父親としての自覚や意識づけを促すとともに、子育てのイメージづくりを支援しています。今後も参加者へのアンケート調査を実施し、講習会などの内容の充実を図ります。

②家庭訪問や相談などによる妊娠期の支援

フォローが必要な妊婦への家庭訪問や各種相談、講義や実習の機会の提供などにより、妊娠期の支援に取り組んでいます。今後も妊娠届時の面接などによりニーズの把握に努め、子育て世代包括支援センター^{*13}を中心に関係機関との連携を強化しながら、支援体制の充実を図ります。

③妊婦健康診査の受診環境の整備・妊婦歯科健康診査の実施

妊婦健康診査については、受診費用を助成することで受診環境を整え、妊婦の健康維持に取り組んでいます。今後は診査項目の見直しなどさらなる環境整備の整備に努めます。

歯科保健の情報提供を実施するとともに、妊婦の歯科健康診査に費用を助成し、受診環境を整えています。今後も妊婦の歯科健康診査受診率を向上させるため、受診勧奨に努めます。

④アルコールやたばこの摂取の影響に関する啓発

アルコールやたばこを摂取している妊婦に対しては、その影響について周知を行い、禁酒・禁煙に取り組んでいます。今後は電子たばこを含めた摂取による妊婦への影響について、ポスターの掲示やパンフレットの窓口配置などにより啓発を図ります。

^{*13} 子育て世代包括支援センター：妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連携調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する拠点。



⑤ 特定不妊治療費の助成

特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、県の助成に加えて費用の一部を助成しています。今後もパンフレットの配布やポスターの掲示などにより、助成制度の周知を図ります。

⑥ 産婦健康診査費用の助成

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間と1か月の産後間もない時期の健康診査費用を助成し、受診環境を整えています。今後も産婦への支援の充実に向けて取り組めます。



(2) 幼児期における教育・保育の充実

①教育・保育施設の整備

幼稚園・保育所のあり方についての検討をふまえ、国の施策に基づき認定こども園化を進めています。今後も地域の実状に合わせ、施設の改修等を行いながら認定こども園化を進めます。

②利用ニーズに応じた保育事業の提供

乳児保育は、公立保育所3か所、法人保育所6か所、認定こども園2か所、小規模保育施設3か所、事業所内保育施設1か所で実施しています。また、延長保育は、法人保育所6か所、小規模保育施設3か所、認定子ども園2か所、一時預かり保育は公立保育施設1か所、法人保育施設9か所で実施しています。

幼稚園における預かり保育は、公立幼稚園全園（令和2年度から）及び私立幼稚園の1園で実施します。

③幼児教育の充実

保育所・幼稚園いずれの施設に在籍しても、等しく質の高い教育・保育を受けることができるよう、「観音寺子どもすくすくプラン」に基づき、各保育所・幼稚園ごとに研修を行うとともに、観音寺市就学前教育検証改善委員会において検証を行っています。

また、幼児の育ちをつなげていくことができるよう、保育所と幼稚園、小学校の幼児・児童や職員間の交流を計画的に進めています。

今後も一人ひとりの発達に応じた幼児教育が進められるよう、幼稚園教育要領（平成30年4月1日施行）に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿^{*14}」を見据えて教育・保育の方向性を共通化していくとともに、実践研修や幼児・児童・職員による交流を計画的に進めます。

④保育の質の向上

保育の質の向上については、県や保育士会が実施する研修会に公立・法人保育所の保育士が参加し、専門性の向上を図っています。また、給食関係職員についても同様に研修に参加しており、安心かつ質の高い給食となるよう努めています。

今後も保育の質の向上に向けて、各種研修会への保育所、給食関係職員の参加を促進します。

^{*14} 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿：幼稚園教育要領において幼児の幼稚園修了時の具体的な姿として、(1)健康な心と体、(2)自立心、(3)協同性、(4)道徳性・規範意識の芽生え、(5)社会生活との関わり、(6)思考力の芽生え、(7)自然との関わり・生命尊重、(8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、(9)言葉による伝え合い、(10)豊かな感性と表現 の10の姿が示されており、教師が指導を行う際に考慮するものとされている。



(3) 子育て家庭に対する支援の充実

①子育て関連情報の提供

広報「かんおんじ」に子育て関連情報を掲載しているほか、市ホームページ、「子育て応援ブック」等を通じて、関連情報の提供に努めています。

また、こんにちは赤ちゃん事業で生後4か月までの乳児家庭を訪問する際に子育て支援情報の冊子等を配布し周知を行っています。

今後も引き続き情報提供に努めていくとともに、情報の周知方法について検討し、子育て支援制度の利用促進を図ります。

②利用者支援事業の実施

妊娠期から子育て期までの相談窓口として、子育て世代包括支援センターを健康増進課の窓口に開設しました。妊婦や子育て中の家族の不安や疑問などの相談に、母子保健コーディネーター（保健師・助産師）が応じます。また、子育て支援課や地域子育て支援センター等において、子育て中の悩みの相談に子育て支援コーディネーター（臨床心理士）が相談に応じます。関連情報の提供や相談・助言、関係機関との連絡調整など必要な支援を行います。

③地域子育て支援拠点の整備

子育て中の親子の交流の場、情報交換の場として、地域子育て支援センターと出張広場が開設されています。また、地域子育て支援センターでは年数回講師等を招き、子育ての知識や技術習得の支援を行っています。

今後も地域子育て支援センターにおける支援体制の充実に努めるとともに、広報「かんおんじ」等を用いて幅広く市民に周知し、利用促進を図ります。

④保育所の子育て支援機能の充実

保育士が家庭における保育について助言し、相談にのるなど、子育てに関するノウハウを伝え、保護者の子育てに対する不安の軽減を図っています。

今後も研修内容の充実を図り、保育士等の技能や知識等を向上させることにより、より細やかな子育て支援ニーズにも対応できるよう努めます。

⑤保護者を対象とした交流・学習の場の提供

保育所において夕涼み会などの親子で参加する行事を開催し、家庭で子育てしている保護者とのふれあいの場を提供しています。

今後も交流の場を拡充し、地域の子育て家庭への周知に努めます。また、社会福祉協議会が実施している子育て中の親子を対象とした「子育てセミナー」についても周知に努めるとともに、実施を支援します。

⑥相談体制の充実

育児不安や子育ての方法がわからない保護者や家族に対して、保健師等による育児相談や幼児相談、もぐもぐレッスン（離乳食講習会）開催時の相談、ことばや発達に不安がある子どもについて専門的な資格を持つ担当者が相談に応じることばの相談、育児や栄養に関する電話相談、家庭児童相談員や臨床心理士による個別相談など、専門知識を持つスタッフが対応する育児支援に取り組んでいます。

今後は相談事業の広報に努めるとともに、子育て世代包括支援センターを中心に関係機関との連携を強化しながら、相談体制の充実を図ります。

さらに、民生委員・児童委員^{*15}（主任児童委員^{*16}）が行う赤ちゃん訪問による相談体制の充実を支援します。

⑦放課後児童対策の推進

保護者のニーズに応じるため、放課後児童クラブの実施施設数を増やし、現在は11教室が開設されています。また、障がいのある児童の受け入れも行っています。

放課後児童クラブの利用希望者数については今後も増加することが見込まれるため、施設の充実を図りながら、支援員の確保と保育の質の向上に努めます。

⑧ファミリー・サポート・センター事業^{*17}の実施

子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と子育ての援助を行いたい人（まかせて会員）とを結びつけるファミリー・サポート・センター事業を実施しています。また、まかせて会員については養成講座やフォローアップセミナーを開催し、会員の確保と資質の向上を図っています。

今後もファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、まかせて会員、おねがい会員双方の確保を図り、仕事と育児を両立できる環境を整備し福祉の向上を図ります。

⑨市主催行事における託児コーナーの設置

市が主催する講演会などの行事の際に、社会福祉協議会の託児ボランティアの協力を得て、託児コーナーを設置しています。今後も市主催行事における託児コーナーの設置に努めます。

^{*15} 民生委員・児童委員：民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤特別職の地方公務員。守秘義務などの各種規定がある。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。

^{*16} 主任児童委員：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員。

^{*17} ファミリー・サポート・センター事業：仕事と育児の両立を支援するため、育児援助サービスを受けたい依頼会員と育児援助サービスを提供できる援助会員の両方を募集し、相互に援助活動を行う有償ボランティア事業。



⑩子ども医療費の助成

15歳まで（満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）を対象に、医療費（保険適用分）の一部負担金等を助成し、医療費の無料化を実施しています。また、県内の医療機関等で受診した場合は現物給付を実施しています。今後も子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

⑪保育所及び幼稚園保育料等の軽減

国の制度に基づき幼児教育・保育の無償化を行うとともに、就学前教育・保育施設を利用する子どものうち、第2子の子どもがいる場合や、子ども3人以上を扶養している家庭の第3子以降の子どもの保育料を無料化し、経済的負担の軽減を図っています。今後も子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

⑫児童手当の支給

国の制度に基づき0歳から中学校修了（満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）までの間にある子どもを養育する世帯に児童手当を支給します。



(4) 仕事と生活の調和に向けた取り組みの推進

①男女共同参画^{*18}意識の啓発

男女共同参画社会の実現に向けて、だれもが互いに尊重し合い、協力するという意識の啓発に取り組んでいます。今後もあらゆる媒体・機会を通じて啓発活動を行い、男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進します。

②ワーク・ライフ・バランス^{*19}の実現に向けた取り組み

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現や、家事と仕事を男女がともに担う意識づくりのため、広報「かんおんじ」や市ホームページ等による啓発、講演会の開催などに取り組んでいます。今後も啓発活動を実施し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

③仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくり

企業・事業所に対して、育児休業制度の実施や妊娠・出産への配慮、短時間勤務など子育てを支援する職場環境の整備について周知や啓発を行っています。

今後も関係機関等と連携し、子育て家庭に対する事業主の理解と協力を求めていくとともに、育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）制度等について周知し、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを促進します。

④職場復帰や再就職に向けた支援の充実

職業講習等支援事業の情報提供や国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進等については、広報「かんおんじ」を通じて周知に努めています。今後も各種制度の周知に努めます。

^{*18} 男女共同参画：男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うこと。

^{*19} ワーク・ライフ・バランス：働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。



2 すべての子どもが心身ともに健やかに育つことのできるまちづくり

(1) 子どもの健康づくり

①母子保健事業への参加促進

母子健康手帳の交付や「こんにちは赤ちゃん訪問」、乳幼児健康診査を活用し、母子保健事業の情報提供を行い、参加促進に取り組んでいます。今後も母子保健事業の内容の充実を図り、満足度を高めることにより一層の参加を促進します。

②訪問指導の推進

生後4か月未満の赤ちゃんがいるすべての世帯を訪問し、子育てに関する情報提供や相談などを行っています。今後も全戸訪問を活用し、情報提供を行うとともに、必要な支援を行います。

③乳幼児健診後の指導

乳幼児健康診査時に、専門知識を持つスタッフにより生活習慣の確認や栄養指導を行うなど、生活習慣病の予防に取り組んでいます。また、健診後の指導体制として、保健師・管理栄養士・助産師などによる相談を実施しています。

今後も事後フォローの場として、専門スタッフによる相談体制や栄養指導体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、生活習慣病等の予防対策の充実を図ります。

④予防接種の推進

現在、費用負担のない定期接種として、ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・BCG・4種混合・3種混合・不活化ポリオ・水痘・MR1期・日本脳炎・MR2期・2種混合・子宮頸がん予防（積極的勧奨差し控え中）を実施しています。また、費用負担が必要な任意接種のうち、ロタウイルスワクチンとおたふくかぜワクチンについては費用の半額程度を助成しています。

赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査、保育所や幼稚園の園長・所長会などを活用し、予防接種の説明を行うとともに、未接種者に対しては、電話やはがきによる勧奨を行っています。また、実施医療機関に対して周知会を開催し、説明や注意喚起を行っています。

予防接種については、ワクチンの種類の増加や接種回数の多さなど保護者にとって年々複雑になっているため、様々な機会を通じて制度の説明を行っていきます。また、未接種者に対する勧奨を継続し、接種率の向上をめざします。

⑤事故防止に関する啓発の推進

もぐもぐレッスン（離乳食講習会）時などに子どもの発達に合わせた事故予防に関する情報提供や健康教育などを実施しています。今後も事故予防に関する周知・啓発に努めます。

⑥小児救急医療体制の周知

生後4か月未満の赤ちゃんがいるすべての世帯を訪問し、「子育て応援ブック」などにより小児救急医療体制について周知しています。今後も小児救急医療体制の周知に努めます。

⑦食育の推進

食生活改善推進協議会と連携し、親子料理教室や食育講演会を開催するとともに、保育所・幼稚園・認定こども園を対象に食育に関する推進活動を実施しています。また、乳幼児健康診査時に生活習慣に関する指導を実施しています。

今後も関係機関との連携を強化し、子どもたちの食習慣を見守る体制づくりに努め、郷土料理などによる食育活動にも取り組みます。

⑧食に関する生涯学習の場の提供

小・中学校の授業や毎日の給食指導の中で、児童・生徒の健康管理と将来の生活習慣病予防の基盤となる「食」の重要性についての学習を進めています。また、それらを考える場として食育講演会を開催するとともに、食育の授業の中で「食」に関心を持たせられるよう努めています。

今後も児童・生徒の成長段階に応じて「食」の重要性が学べるように計画的な食育の進め方について検討・改善を進めます。

⑨健康診査・体力測定の実施

学校保健安全法に基づき、児童・生徒の定期的な健康診断を校医により実施しており、治療を必要とする児童・生徒の保護者には結果を報告し、治療の案内をしています。また、毎年1学期に体力テストを実施し、児童・生徒に自己の運動能力の見直しや課題解決に向けた働きかけをしています。

今後も子ども自らが自己の身体や健康の状態を把握・確認しながら健康管理ができるよう、健康診査・体力測定を行います。

⑩飲酒や喫煙、薬物が健康に及ぼす害に関する啓発

未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するために、小学校高学年、中学生を対象に授業等において、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を進めています。

未成年者の喫煙事案については、特に中学生において見られる状況にあります。今後も未成年者の喫煙防止に向けて取り組みます。

⑪ ネット・ゲーム依存対策の推進

児童・生徒をネット・ゲーム依存から守るために、学校では小学校低学年時から発達段階に応じて、依存状態に陥るメカニズムや心身への影響や予防対策について学習しています。また、乳幼児期の子どもを持つ保護者に対しても広報啓発に努め、理解と関心を高めています。

今後さらに学校と家庭、また地域や関係機関と連携してルールづくりや啓発活動を進めます。

⑫ 性感染症に関する情報提供と予防の啓発

学校教育においては、保健体育や特別活動における保健指導を通して、H I V等の性感染症について適切な指導が行われ、感染の現状や危険性、予防策等の知識理解が深まってきています。

今後も継続的に情報提供と予防の啓発をするとともに、直接指導にあたる保健体育及び養護を担当する教職員だけでなく、すべての教職員が性感染症について正しい知識を持つよう研修の推進に努めます。

⑬ 性教育等の実施

幼稚園から中学校まで、全学年にわたって児童・生徒の発達段階に応じた性教育が計画的に行われています。このうち、中学校・高等学校では、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、発達段階に応じた性教育を各校で進めています。

学校訪問の際の保健室経営等を注視しながら、今後も性教育を計画的・継続的に進めます。



(2) 豊かな人間性を育む教育の推進

①教育内容の充実

学校では、子どもたち一人ひとりの個性を大切にしながら、確かな学力と豊かな心を育むための教育活動の充実に努めており、全国学力・学習状況調査^{*20}や香川県学習状況調査の成果と課題を分析し、本市の児童・生徒の実態に即して教育活動の見直しや改善を図っています。また、学校教育の重点を示し、取り組みの内容を焦点化することで、学校訪問や校長研修会等を活用して授業改善に向けた指導・助言を行っています。

さらに、「香川型指導体制」として小・中学校では、学校が実情に応じて指導形態を工夫して実施する少人数指導や、小学1年生から4年生及び中学1年生においても35人以下学級を実施する少人数学級編制等が導入されています。

今後とも取り組みの重点を明らかにして学校訪問や校長研修会を通じ、学校に対して指導・助言を行います。

②社会体験的な学習機会の充実

児童生徒が自ら学ぼうとする意欲や自ら考え判断し行動する力、個性を生かし自らの能力を伸ばす力といった「生きる力」の育成をめざし、小学校では「総合的な学習の時間」を中心に教科を横断した調べ学習が行われています。

また、小学3年生でふるさと学芸館での学習、小学4年生で伊吹島での洋上学習を実施するなど、地域の文化や伝統を学ぶ学習も実施しています。中学2年生では、「総合的な学習の時間」において職場体験学習が行われており、社会人や勤労者としての責任の重さや、人と人とのコミュニケーションの大切さについて学んでいます。

今後とも国際理解、情報、環境、福祉・健康等の課題について体験的な学習の機会を拡充するなど、総合的な学習の時間の充実により、「生きる力」の育成を図ります。また、学校、家庭、地域、事業所と行政機関の連携・協力のもとに、今後とも中学校における職場体験学習を継続し、生徒の「生きる力」の育成とともに、家庭と地域の教育力の向上を図ります。

社会貢献活動として実施しているふるさと応援活動（一学校一社会貢献）については、各学校に応じて地域の清掃活動や地域行事での合唱発表等を行うなど、地域と連携した取り組みを推進します。

③学校図書館の充実と活用の促進

学校図書館の充実を図るため、学校規模・児童・生徒数を基礎として各学校に計画的に図書の購入を進めるとともに、市内の小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館機能の充実を図っています。

^{*20} 全国学力・学習状況調査：文部科学省が全国的に子どもたちの学力や学習の状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために平成19年度(2007年度)から実施している調査。



市内の全小・中学校でキッズ読み聞かせ隊が発足し、また、すべての保育所・幼稚園・認定こども園・小・中学校で教職員やボランティアによる読み聞かせが実践されています。また、市をあげて読書が好きと感じる幼児や児童・生徒をさらに増やし、読書の質が高まるよう、子ども読書の街づくり推進委員会を組織し、読書フェスティバルの開催等の取り組みを進めています。

今後も読書習慣の形成をめざすとともに、学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図ります。また、読書フェスティバルの開催やキッズ読み聞かせ隊、読書ボランティアの活動支援を通じて、読書好きの子どもづくりを進めます。

④地域に信頼される学校づくりの推進

各学校において、学校経営目標を明確にするとともに、客観的なデータや児童・生徒、保護者、教職員、地域の外部人材等による評価等をふまえて見直しを行うなど、PDCAサイクルを活用して学校改善を図っています。また、その成果や課題を積極的に保護者や地域に発信し、信頼される学校づくりに取り組んでいます。

現在、すべての小学校において学校運営協議会を設置し、学校と保護者、地域住民等の信頼関係を深め、地域とともに歩む学校づくりをめざしています。今後については、中学校についても学校運営協議会制度を導入します。また、各小中学校に地域学校協働本部の設置を進めていきます。

⑤学校施設の整備

児童・生徒の健康と安全確保を第一に考え、教育施設・設備の整備や改修・改造、安全対策等を実施しています。

今後も優先度の高いものから学校施設の整備・改修を行い、教育環境の改善を図るとともに、学校間の整備格差を解消し、均衡な教育環境の充実を図ります。

⑥児童会や生徒会活動の充実

各学校では、児童会・生徒会が中心になり特色ある校風づくりを進めるとともに、各種行事の企画運営にあたって児童・生徒の自尊感情や自己有用感を高め、高きに和す集団づくり、誇りの持てる学校づくりをめざしています。また、三観地区の中学校の生徒会役員は、毎年夏季休業中に三観中研特別活動部会が主催する交流会に参加し、情報交換や交流活動を通してリーダーとしてのスキルアップに努めています。

児童・生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築き、自主的かつ実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の発展・充実を図ります。

⑦教職員に対する研修の推進

人権・同和教育推進委員会や観音寺のすがた研修委員会において、授業における指導力を高める取り組みを進めており、今後も引き続き取り組みを進めます。

(3) 多様な活動機会や社会参加の充実

①体験学習の拡充

生活体験、社会体験、自然体験など様々な体験活動の機会を提供するため、地域土曜スクール推進事業や、小学4～6年生を対象にわくわく体験教室を開催しています。

また、夏休みには、わんぱくトレーニングキャンプや、地域の関係団体の協力による親子木工教室、夏休み親子ポスター教室を実施しています。さらに障がいへの理解や思いやりの心を養う福祉体験を社会福祉協議会の協力を得て実施しています。

今後も教室内容等の充実を図り、体験学習の拡充に努めます。

②読書活動の推進

図書館の蔵書については、蔵書計画に基づき司書が選書を行い、各年齢層に見合った図書を購入し、蔵書の充実を図っています。また、祝日開館など、市民が利用しやすい図書館づくりに努めています。

蔵書については、今後も計画的に行っていくとともに、選書については精選し、特色のある図書館づくりに努めていきます。また、ホットメール等による新刊案内や、各種行事の情報発信を積極的に行い、利用者の増加を図ります。

③図書館における親子のふれあいと本に親しむ環境づくり

中央図書館の児童コーナーにおいて、幼児向け絵本の紹介コーナーや子育て応援コーナー等を設け、保護者が子どもに読ませたい本、年代に合った読み聞かせに適した本が選べるように充実を図っています。また、ボランティア向けの研修会を開催し、読み聞かせ活動の支援を行っています。

今後も親子で楽しめる行事を開催し、幼児向け絵本の紹介コーナーや子育て応援コーナーの充実を図るなど、親子のふれあいと本に親しむことを目的とした環境づくりに努めます。

④乳幼児ふれあい体験の充実

次代の親を育てる視点から、乳幼児や子育てに対する関心を喚起するため、幼稚園・保育所の幼児と小学生とのふれあい体験や中学生の保育体験を行っており、児童・生徒が優しさや愛情を持ちながら幼児とともに遊び、信頼されることの大切さと喜びを多く体感できる体験になっています。

今後も引き続き異年齢での活動や遊び、多様な人との関わりを持つことのできる活動を増やします。



⑤地域の伝統文化を学ぶ機会の充実

観音寺市文化財保護協会が「若い世代を育成する事業」として、国の指定史跡である大野原古墳群（椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳）を来客者に説明する文化財ナビゲーター養成講座を中学生・高校生を対象に実施しており、受講者の一部はナビゲーターとして活躍しています。

今後もナビゲーターの養成を継続していくとともに、様々な形で文化財に触れる機会を提供していける環境をつくれます。

⑥地域交流の場の充実

季節行事やふれあいウォーキングなど地域における三世代交流の場の充実を図っており、今後も地域の各自治会、団体と協力しながら継続します。

⑦子ども会活動の支援

子ども会活動の活性化のため、子ども会指導者やジュニアリーダー（中学生・高校生ボランティア）の育成に努めています。また、子ども会に助言や援助をして、地域全体で子どもを育てる体制づくりを進めています。

今後も子ども会活動を通して、地域住民と子どもたちとのつながりを促進し、地域全体で子どもを育てる体制の構築に努めます。

(4) 子どもの人権擁護と相談支援

①児童の権利に関する条約の普及促進

児童の権利に関する条約の趣旨を広めるため、街頭啓発や各種イベント開催時のパンフレットを活用した啓発、広報「かんおんじ」や市ホームページを利用した啓発活動に取り組んでいます。今後も啓発活動を行い、子どもの人権に関わる条約、子どもの権利保障についての周知に努めます。

②人権への理解を深めるための保育の充実

人権を尊重する保育を推進するため、家庭支援推進保育士を配置するとともに、地域との交流や保育内容の充実に努めています。今後も地域との交流や家庭支援推進保育の充実に努めます。

③児童虐待の未然防止と早期発見・対応

要保護児童対策地域協議会^{*21}において関係機関が連携し、要保護児童などの早期発見や適切な保護、支援を行っています。また、家庭児童相談室では、相談員が児童虐待や養育困難事例等の相談に応じています。

児童虐待事案（疑いも含む）が発生した場合には、西部子ども相談センター、観音寺警察署、医療機関、所属学校・園等と連携し、ケース会議等を開催して、情報の共有と対策の共通理解を図るとともに、早期対応、支援に努めています。また、早期発見・早期対応のために虐待を見抜く目や速やかな通告の義務など校内体制の整備や報告・連絡・相談の重要性について研修を進めています。

今後も要保護児童対策地域協議会を通じて、児童虐待に関する情報の共有を図り、子どもの保護や支援について適切な対応が行えるよう、関係機関の連携強化に努めます。

また、家庭児童相談室の人材育成や人材確保に努めます。

④不登校児童・生徒などへの支援の充実

学校に行きにくくなった児童・生徒が教育支援教室に入級し、数名が学校復帰を果たすことができています。また、学校復帰はできなくても、支援教室を居場所にしたり、通級したりすることにより、規則正しい生活ができる児童・生徒が増えるように支援を行っています。保護者に対しては、毎月の学校連絡会や保護者カウンセリングなどを通して支援を行っています。

今後も各学校に有効に支援教室を活用してもらうため、学校との連携をより一層充実させ、支援教室の活用につなげます。また、カウンセリング希望者や親の会への参加者増加に努めます。

^{*21} 要保護児童対策地域協議会：児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、子どもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、子どもの権利の擁護と子どもと家庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。



⑤いじめの防止

観音寺市いじめ問題対策連絡協議会を設置するとともに、「観音寺市いじめ防止基本方針」を改訂し、いじめの防止、根絶に向けて対策を推進しています。これを受けてすべての学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、保護者や地域住民にも公表するなど、いじめ防止の指導に活用しています。

また、「観音寺市子どものいじめ防止条例」に従い、市、学校、保護者、関係機関、地域、団体等の責任や役割を明確にし、児童・生徒の健全育成といじめのないまちづくりに努めています。

今後も観音寺市いじめ問題対策連絡協議会の主導による観音寺市いじめゼロ宣言や啓発ポスター、リーフレット、いじめアンケート等の取り組みを通して、いじめゼロの学級や学校づくり、学校と家庭や地域との連携による啓発活動の充実に努めます。

⑥教育相談機能の充実

発達段階に応じた指導のあり方や子育てについての悩み等については、市教育センター（旧五郷小学校）で、臨床心理士による定期的相談と教職員への相談を行っています。また、発達障がいや、不登校、子育てに関する相談業務を行い、学校におけるいじめ、不登校や家庭での虐待などの未然防止や早期発見・早期対応に努めています。

今後も臨床心理士による定期的相談、教職員への相談や教育センター職員による相談を行います。また、学校におけるいじめ、不登校や家庭での虐待等に対する相談支援体制の充実に図り、児童・生徒の心の安定と問題行動の防止・解決をめざします。

また、少年育成センターでは、子育てや子どもの問題行動に悩んでいる家族や関係者、子ども本人に対して少年相談員による相談を行っています。今後も学校や関係機関との連携を図りながら非行防止と健全育成に努めます。

⑦思春期における相談の充実

友だちとのトラブルやコミュニケーション不足から来る疎外感など、発達段階に応じて教育相談を行うとともに、相談内容に応じて担任教師や養護教諭、スクールカウンセラー^{*22}が関わり、継続した相談活動を行っています。

今後も思春期に起こりがちな心の問題に対応できる専門的な知識や技能を持った担当者の確保を図るとともに、学校や医療機関等との連携強化に努めます。

^{*22} スクールカウンセラー：児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。



⑧子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実

すべての学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者、教職員へのカウンセリングを行っています。また、スクールソーシャルワーカー^{*23}を中学校の拠点校に配置し、必要に応じてすべての学校に派遣し児童・生徒や保護者、教職員へのアドバイスや支援を行っています。

今後も児童・生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決をめざすとともに、教職員の支援体制の改善向上を支援します。

^{*23} スクールソーシャルワーカー：いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点から子どもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。



3 地域全体で子どもと子育て家庭を支援することのできるまちづくり

(1) 障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもへの支援

①障がいのある子どもに対する理解の促進

保育士や教諭、特別支援教育支援員を対象として、特別支援教育の指導者を招き、研修を実施しています。また、各園・各小中学校では、特別支援学級児童・生徒と交流学級児童・生徒との交流や、特別支援学校^{*24}児童・生徒との交流活動を通して、障がいについての理解を深める活動を行っています。

4月の発達障害啓発週間には、市役所ロビーにおいて発達障がいについてのパネル展示をしています。発達障がいの就学前における早期発見や、発達障がいの子どもへの接し方など、理解の促進や啓発を行っています。また、12月の障害者週間に合わせ、広報12月号には、障がい者施策について特集記事を掲載しています。

今後も幼児や児童・生徒の発達段階に応じた内容で、障がいのある子どもに対する理解の促進を図ります。

②特別な支援を要する子どもへの支援体制の充実

特別な支援を要する子どもに対する取り組みとしては、臨床心理士による巡回相談を実施し、幼稚園教諭や保育士等に対する発達障がい児への対応方法の助言、医療機関への連携、家族への支援を行っています。また、臨床心理士による窓口相談について充実を図りました。

今後も発達障がいや何らかの支援が必要な子どもの早期発見・早期支援を行う体制づくりと、幼児期から青年期に至るまで一貫した支援と情報管理の構築を図るため、関係各課による連携・協力体制を強化するとともに、支援員や教職員の研修を充実し地域の子どもたちをみんなで支えていく体制づくりに努めます。

③疾病や障がいの早期発見・治療・療育の推進

乳幼児健康診査や個別相談などを活用し、疾病や障がいの早期発見に取り組んでいます。また、個別の支援が必要な子どもと保護者に対して、専門知識を持つスタッフによる巡回相談やことばの相談、たんぽぽサークルなどの集いの場の提供などの支援を実施しています。

今後も疾病や障がいの早期発見に努めていきます。また、関係機関との連携を強化し、支援の充実を図ります。

^{*24} 特別支援学校：障がいの重複化や多様化を踏まえ、以前の「盲・聾・養護学校」を改め、様々なニーズに柔軟に対応できるよう制度化された障がい種別にとらわれず設置することができる学校。併せて、地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが求められている。

④療育体制の整備・充実

児童デイサービスぐんぐん、児童デイサービスらんらん、コンパス発達支援センター（観音寺、三豊）の4か所の事業所で、児童発達支援^{*25}、放課後等デイサービス^{*26}を行っています。また、県においては、障がい児等療育支援として、音楽療法や訪問療育、そらまめ教室などの事業を行っています。

今後はさらに教育、福祉、保健の各分野が連携を密にし、障がいの早期発見、早期治療に努め、各関係機関と情報を共有し、療育体制を整備します。

⑤障がい児保育の充実

公立保育所においては、障がいのある児童に対しできる限り加配職員を配置しており、それぞれのケースにあった保育に努めています。また、加配職員が担当児童と他の児童の間を取り持つほか、関係する職員全体で意識を共有し、連携体制をつくっています。

今後も職員の知識や指導力向上を図るため、研修を実施する等の対応を行います。

⑥特別支援教育の充実

公立幼稚園、小・中学校では、特別支援教育コーディネーターを指名し、特別支援教育コーディネーターを中心に、すべての教職員が連携し障がいのある児童・生徒の指導や支援を行っています。

特別支援学級担任に対しては、よりよい支援や保護者・他機関との連携のあり方に関する研修を実施しています。また、通常の学級に在籍する発達障がい児童・生徒へは専門性のある教員による通級指導を行っています。

今後も各校での特別支援教育の充実を図るとともに、関係機関との連携の充実を図ります。また、新学習指導要領をふまえ、特別支援学級の児童・生徒に、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、個に応じた支援を進めます。

⑦交流教育等の推進

公立幼稚園、小・中学校による社会福祉施設への訪問や県立香川西部養護学校との交流活動、中学校による社会福祉施設への職場体験等を実施しています。また、市内の特別支援学級の児童・生徒と一緒に体験活動をする場や、校内で特別支援学級児童・生徒と交流学級児童・生徒の交流活動が行われています。

今後もだれもが相互に人格と個性を尊重しあう資質や能力を育てるため、特別支援学級や特別支援学校、地域の社会福祉施設での体験学習や交流学习を推進します。

^{*25} 児童発達支援：施設に通所する障がい児に対して行う、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援。

^{*26} 放課後等デイサービス：学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する事業。



⑧教育相談・就学指導体制の充実

三観地区教育支援委員会を推進母体として、特別支援児童・生徒への就学指導を実施しています。また、教育支援員を対象とした研修を実施し、就学指導の質の向上を図るとともに、就学指導体制の充実に努めています。

今後も特別支援児童・生徒への就学指導を適切な判断のもとに実施していくとともに、教育支援員を対象とした研修を実施します。

⑨放課後児童クラブの障がいのある子どもの受け入れ

放課後児童クラブの全教室で、障がいのある子どもの受け入れを行っています。また、障がいのある子どもに対する理解を深め、対応方法について学ぶため、全支援員を対象とした研修を行っています。

今後も障がいのある子どもの適切な保育や育成を図るため、環境整備や支援員研修を行い、保育体制の充実に努めます。

⑩障がいのある子どもとその家族に対する支援の充実

障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用を通じて、障がいのある子どもやその家族の負担軽減を図っています。また、社会福祉協議会へ委託し夏期休暇中に発達の遅れや障がいのある子どもとその兄弟姉妹を一時的に預かる「長期休暇中の預かり事業」を実施しています。

今後も障がいのある子どもやその家族の負担軽減を図るサービス、事業の実施に努めるとともに、各事業所と連携し受け入れ体制の確保・拡充に努めます。

⑪小児慢性特定疾病の児童に対する支援

いまだ治療法が確立していない慢性特定疾病の児童に対して日常生活用具の給付を行い、対象児童とその家族の福祉に努めています。今後も事業の周知に努めます。



(2) 配慮の必要な子ども・家庭への支援

①ひとり親家庭等に対する相談体制

母子・父子自立支援員^{*27}が、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて様々な相談に応じるとともに、支援制度に関する情報提供や支援を行っています。

今後も関係機関と連携を図り支援の充実に努めます。

②子育てや生活に関する支援の充実

子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、関係機関と連携を図り、子どもの貧困対策を推進します。

③支援の必要な家庭への経済的負担の軽減

児童扶養手当の支給、母子家庭等自立支援給付金事業、母子父子寡婦福祉資金^{*28}の貸付、ひとり親家庭等医療費助成事業、特別児童扶養手当の支給制度については、広報「かんおんじ」や市ホームページに掲載するなど、情報提供に努めています。また、母子・父子自立支援員に相談があった際に、自立に向けて必要な制度を紹介しています。

今後も情報提供に努めていくとともに、ひとり親家庭など支援を必要とする家庭における経済的負担の軽減に努めます。

^{*27} 母子・父子自立支援員：母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する主に母子・父子家庭や寡婦が抱えている就業、生業、住宅等生活上の悩みや子どもの養育等の相談業務に従事する者。民生委員・児童委員、児童相談所その他関係機関と常に密接な連携を図り、母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、平成15年(2003年)に設置された。

^{*28} 母子父子寡婦福祉資金：母子・父子家庭や寡婦の自立の助長と福祉の向上を図るために各種資金を貸し付けるもの。資金には児童の進学のためのもの、母子・父子家庭の母・父や寡婦が技能や資格を得るためのもののほか、生活に関する様々な資金がある。



(3) 子育てしやすい環境の整備

①安全・安心なまちづくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進するため、関係機関相互の情報共有、施策の実施にあたって協議を進める場として観音寺市安全安心まちづくり協議会を設置しており、今後も情報共有を図り、必要となる施策の内容協議を進めます。

②防犯ネットワークの構築と防犯活動の充実

子どもたちの登下校時の安全・安心のため、地域ボランティアである安全・安心パトロール員による見守り活動や、各小学校区に設立した青色防犯パトロール隊による巡回により不審者の抑止に努めています。また、補導活動として児童・生徒への帰宅促しや喫煙等の注意促しに努めています。

今後も子どもたちの健やかな成長と安全で安心な地域づくりを目的とし、家庭・学校・地域・関係機関等と連携協力し、補導・不審者対策等の実践活動を推進します。また、地域における新たなボランティアの確保についても取り組みを進めます。

③交通安全対策の充実

各種団体の代表者で構成する交通対策協議会による交通教室、各種キャンペーン等を通じて市民の交通安全に対する意識の向上を図るとともに、通学路や危険箇所、事故多発地点などにおける安全な環境づくりを計画的に進めています。カーブミラー、ガードレール、路面標示等の交通安全施設については自治会要望に基づき必要な箇所に設置を行っています。

また、地域に密着した交通安全啓発活動を実施するために、交通指導員の資質の向上に努めるとともに、高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許証自主返納制度の利用を促進する高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しています。

今後も交通事故の発生を防ぐため、交通安全施設の整備に努めるとともに、交通安全意識の啓発に努め、交通マナーを守る意識の高揚を図ります。

④安全な通園・通学路の確保

子どもたちを交通事故の危険から守るために観音寺市通学路交通安全プログラムに基づき、学校区を基本とした通学路の合同点検を実施し、道路交通環境の問題点を改善するための整備等の取り組みを計画的に実施しています。

また、だれもが安全で快適に利用できるよう通園・通学路における道路拡幅や歩道の整備などを進め、歩行者の安全性向上を図っています。

今後も警察、学校関係者、道路管理者、関係部署と連携をとり、だれもが安心して利用できる道路交通環境づくりに努めます。

⑤交通安全教育の推進

交通ルールを守る子どもを育成するため、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校で交通教室を実施しています。また、補導活動の一環として自転車の二人乗りや並列走行などの交通ルール違反者への指導に努めています。

今後も交通教室の内容を充実し、交通事故のないまちづくりに取り組みます。

⑥チャイルドシート着用の徹底

チャイルドシート着用推進助成金の支給を通じて子育て世代の経済的負担軽減に寄与するとともに、チャイルドシートの着用徹底が十分に図られています。また、社会福祉協議会では、幼児の交通事故防止を図るため、幼児を持つ家庭へチャイルドシートとジュニアシートの貸し出しを行っています。

今後もチャイルドシート着用の徹底に努めます。

⑦公園の整備・充実

公園や子どもの遊び場の整備、公園施設の補修、遊具の保守点検と危険遊具の撤去、駐車場の整備、防犯カメラの設置など、市民のニーズに対応し身近な場所に保護者と子どもが安心して過ごせる公園整備に努めています。

今後も公園施設長寿命化計画に基づき、公園環境の安全確保を第一に考え、施設の維持管理に努めます。

⑧市営住宅の改修と定住化対策の推進

市が管理する市営住宅については、市営住宅長寿命化計画に基づき、居住者が快適に居住できるよう施設の計画的な改修に努めており、引き続き住戸改善等に取り組みます。

また、空き家バンク制度により利用可能な空き家情報の収集・提供や、空き家バンク登録物件のリフォーム等へ補助を行い、空き家を流動化させることで、定住促進に取り組んでいます。子育て世帯の空き家物件等に対するニーズは高いことから、今後も事業を継続することで定住につなげます。

(4) 子育て支援のネットワークづくり

①地域における子育て支援活動の支援

地域における子育て支援を行うボランティア団体として愛育会が組織され、親子や保護者同士の交流の場、居場所づくりの拡大に向けて、地区ごとの活動と市全体としての活動を行っています。また、愛育会の経験者が「わかば」として活動しています。

本市では、愛育会や母子保健推進員の活動に関する情報提供など、子育て支援グループへの支援に取り組んでいます。

今後も引き続き愛育会との連携を強化するとともに、他の子育て支援活動ともども充実を図ります。

②子育てボランティアの養成

社会福祉協議会が市内の子育て支援事業や学校行事等に協力する託児ボランティアの連絡会等を運営しています。今後も子育て支援に関わるボランティアの確保と養成に努めます。

③地域の子育てグループ活動への支援

市内にはNPO^{*29}法人の子育てグループが子育て支援の活動を行っており、今後も子育てグループに対して情報提供等の活動支援を行います。

④子育てサロン^{*30}の推進

地域のつながりの構築や子育て世代の連携のため、子育てサロンや多世代サロンなどの地域の居場所づくりを進めます。

*29 NPO：「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

*30 子育てサロン：子育て家庭の親子が地域の様々な世代と気軽に自由に集える交流の場。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域として設定するものとされています。

本市では、通園区域を設定する市立幼稚園を除いて、教育・保育施設（幼稚園、保育所（園）、認定こども園）は居住地等による区域の設定は行わずに受け入れを行っています。また、地域子ども・子育て支援事業についても、事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、全市域を対象として実施しています。

このため、教育・保育提供区域については、第1期計画に引き続き市内全域を1つの区域として設定します。ただし、伊吹小・中学校区については地理的条件等を勘案し、別途施策対応を図っていきます。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 基本的な考え方

就学前児童及び小学生児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果、児童数の将来推計、教育・保育施設の配置状況、地域の実情等を踏まえ、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

国の示した算出方法に従い算出した「量の見込み」については、これまでの利用実績と大きくかけ離れていることから、実績ベースで量の見込みを行いました。

表3 認定区分と対象者、利用先

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園など教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※1に該当するが、幼稚園など教育の利用希望が強い子ども	幼稚園 認定こども園
	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※1に該当し、保育を希望する子ども（保育を必要とする子ども）	保育所(園) 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※1に該当し、保育を希望する子ども（保育を必要とする子ども）	保育所(園) 認定こども園 地域型保育※2

※1 保育の必要な事由

- ①就労 : 月64時間以上の就労（月16日または週4日以上必要）
- ②妊娠・出産 : 出産予定または出産後間もない（出産月を挟んで前後2か月、合計5か月間）
- ③疾病・障がい : 保護者が疾病、負傷、心身に障がい有して、児童の保育に支障がある
- ④介護・看護 : その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて常にその介護・看護にあっている
- ⑤災害復旧 : 震災、風水害、火災等の災害の復旧にあっている
- ⑥就学 : 学校や職業訓練校等に通い、児童の保育に当たれない場合（自動車学校、短時間の習い事、塾、教室等は除く）
- ⑦虐待・DV : 虐待やDVのおそれがある
- ⑧求職活動 : 求職活動を行っている
- ⑨その他 : 市長が認める上記に類する状態にある場合

※2 地域型保育

- 家庭的保育 : 家庭的な雰囲気の中で、少人数（5人以下）を対象に保育を行う。
- 小規模保育 : 小人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う。
- 事業所内保育 : 会社内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行う。
- 居宅訪問型保育 : 障がい等で個別にケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅において1対1で保育を行う。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制



市内の保育施設は、公立保育所5か所（総定員585人）、法人保育園6か所（630人）、認定こども園2か所（139人）、小規模保育施設3か所（36人）、事業所内保育施設1か所（地域枠5人）で、合計定員は1,395人となっています。

幼稚園については、公立幼稚園は定員を定めていませんが、私立幼稚園を含めた全5園の受け入れ可能数は量の見込みを上回っています。

今後も対象となる子どもの数は減少することが見込まれるため、基本的には現在の施設数で必要量は確保できますが、引き続き幼児教育・保育の無償化など保育利用希望の変化に対応し提供体制の確保に努めていきます。

なお、本市では、令和元年度（2019年度）に「観音寺市就学前教育・保育施設運営整備方針」で、国の施策に基づき公立幼稚園・保育所の認定こども園への移行を示しています。





(2) 量の見込み及び確保方策

①教育〔1号認定及び2号認定（教育を希望）、3～5歳〕

幼稚園・認定こども園において、満3歳以上で幼児期の学校教育を希望する者を対象に学校教育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

既存の幼稚園と認定こども園、幼稚園から移行した認定こども園で必要量は確保できます。

表4 教育の量の見込み及び確保方策

単位：人（利用定員）

区分	[実績]令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	761	739	726	718	705	689
②確保量		1,002	1,002	1,002	1,002	1,002
特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)		1,002	1,002	1,002	1,002	1,002
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
③過不足(②-①)		263	276	284	297	313

②保育〔2号認定（保育を希望）、3～5歳〕

保育所(園)・認定こども園において、満3歳以上で保育が必要な者を対象に保育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

現在の法人保育園や認定こども園における提供体制で必要量は確保できます。

表5 保育（2号認定）の量の見込み及び確保方策

単位：人（利用定員）

区分	[実績]令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	656	637	626	619	608	594
②確保量		675	675	675	675	675
特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)		675	675	675	675	675
特定地域型保育事業 (事業所内保育等)		0	0	0	0	0
企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
③過不足(②-①)		38	49	56	67	81



第5章 子ども・子育て支援の提供体制



③保育〔3号認定、0～2歳〕

保育所(園)・認定こども園において、満3歳未満で保育が必要な者を対象に保育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

現在の法人保育園や認定こども園、地域型保育事業^{*31}などの提供体制で必要量は確保できます。

表6 保育(3号認定)の量の見込み及び確保方策、保育利用率

0歳

単位：人(利用定員)

区分	[実績]令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	109	112	109	107	104	102
②確保量		155	155	155	155	155
特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)		139	139	139	139	139
特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)		13	13	13	13	13
企業主導型保育施設		3	3	3	3	3
③過不足(②-①)		43	46	48	51	53

1・2歳

単位：人(利用定員)

区分	[実績]令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	646	594	582	582	568	556
②確保量		594	594	594	594	594
特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)		560	560	560	560	560
特定地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)		28	28	28	28	28
企業主導型保育施設		6	6	6	6	6
③過不足(②-①)		0	12	12	26	38

区分	[実績]令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
保育利用率*	57.1%	57.7%	59.0%	59.4%	60.8%	62.1%

*保育利用率：満3歳未満の児童数に占める3号認定の利用定員数(確保量)の割合

^{*31} 地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4類型により構成される。多様な施設や事業の中から利用者が希望する保育を選択できる仕組みづくりを目的として、平成27年度(2015年度)から新たに創設された。(対象は原則0～2歳)



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業についても、国の示した算出方法に従い算出した「量の見込み」については、これまでの利用実績とかけ離れていることから、実績ベースで量の見込みを行いました。

なお、(1)利用者支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(11)妊婦健康診査事業、(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業、(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、国から算出方法等が示されていないため、本市独自の考え方にに基づき設定しています。

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者などの身近な場所において、教育・保育・保健など、妊娠中や子育て中の様々なことの相談を受ける事業で、利用についての情報集約と提供を行うとともに、それらの利用にあたって相談に応じ、必要な情報提供・助言とともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

- ・ 子育て支援課（基本型）及び健康増進課（母子保健型）において専門知識を有した担当者が利用希望者の相談に応じて、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供します。
- ・ 令和元年度（2019年度）に開始した事業の幅広い周知に努めるとともに、利用者の支援や情報提供の充実を図ります。

表7 利用者支援事業の量の見込み及び確保量

単位：箇所

		[実績] 令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1	1
②確保量	基本型・特定型		1	1	1	1	1
	母子保健型		1	1	1	1	1
③過不足(②-①)	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		0	0	0	0	0

※基本型：子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において支援する。

母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに保健師等が相談支援を実施し、切れ目なく支援する。



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所(園)、認定こども園で、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

- ・法人保育園6か所、小規模保育施設3か所、認定こども園2か所で事業を行っており、現在の事業内容で必要量は確保できています。

表8 時間外保育事業の量の見込み及び確保量

単位：人（実人数）

	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	406	400	392	389	381	373
②確保量	/	400	392	389	381	373
③過不足(②-①)	/	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、保護者が仕事や病気などのために昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

- ・現在、伊吹小学校区を除く9校区で事業を行っていますが、平成27年度（2015年度）の児童福祉法改正により対象児童が小学6年生までに拡大したことや母親の就労率の高まり等により利用児童の割合についても高まる傾向にあると見込まれることから、必要に応じて確保策の検討を行います。

表9 放課後児童健全育成事業の量の見込み及び確保量

単位：人（実人数）

		[実績]令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	低学年	367	364	356	357	346	341
	高学年	19	20	20	20	19	19
②確保量	低学年	/	364	356	357	346	341
	高学年	/	20	20	20	19	19
③過不足(②-①)	低学年	/	0	0	0	0	0
	高学年	/	0	0	0	0	0





(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病や出産、仕事等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において一定期間の養育を行う事業です。

- ・ 市外の児童養護施設と委託契約を締結し事業を実施しており、必要量は確保できています。

表10 子育て短期支援事業の量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ利用日数）

	[実績] 令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	13	13	13	13	12	12
②確保量		13	13	13	12	12
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握し、養育についての相談に応じ支援を行う事業です。

- ・ 香川県助産師会と委託契約を締結し、市の保健師と分担して事業を実施しています。量の見込みは0歳児全員としますが、現在の事業実施内容で必要量は確保できています。

表11 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込み及び確保量

単位：人（実人数）

	[実績] 令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	420	422	411	403	393	386
②確保量		422	411	403	393	386
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0





(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

- ・乳児家庭全戸訪問事業で必要と思われる家庭に対して保健師等が訪問し支援を行っています。現在の事業実施内容で必要量は確保できています。

表12 養育支援訪問事業の量の見込み及び確保量

単位：人（実人数）

	[実績]令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	2	5	5	5	5	5
②確保量		5	5	5	5	5
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が交流する場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

- ・現在、一般型と出張ひろばを合わせて12か所で事業を行っており、利用者数は増加傾向にあります。
- ・児童総数は今後減少していくと推計されるため、利用児童数は今後横ばいないし微減傾向になるものと思われませんが、児童1人あたりの利用日数は伸びており、引き続き必要量の確保に向け努めていきます。

表13 地域子育て支援拠点事業の量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ利用日数）

	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	53,576	52,175	51,143	50,696	49,645	48,594
②確保量		52,175	51,143	50,696	49,645	48,594
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
実施箇所数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所





(8) 一時預かり事業

預かり保育は、在園児を対象に、幼稚園での通常の就園時間に加え、延長して預かる事業です。

一時預かり事業（一時保育事業）は、保護者の就労や疾病・出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所（園）等において一時的な保育を行う事業です。

- ・ 幼稚園を対象とした預かり保育は、公立幼稚園全園（令和2年度から）及び私立幼稚園の1園で実施します。
- ・ 幼稚園児以外を対象とした一時保育は、法人保育施設9か所と公立保育施設（ひなたぼっこ）で実施しており、引き続き必要量の確保に向け努めていきます。

表14 一時預かり事業の量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ利用日数）

		[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	預かり保育	30,896	30,771	30,230	29,897	29,355	28,689
	一時預かり事業	765	745	730	724	709	694
②確保量	預かり保育		30,771	30,230	29,897	29,355	28,689
	一時預かり事業		745	730	724	709	694
③過不足 (②-①)	預かり保育		0	0	0	0	0
	一時預かり事業		0	0	0	0	0





(9) 病児・病後児保育事業

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かる事業です。

- ・三豊総合病院に委託し事業を行っており、必要量は確保できている状況です。

表15 病児・病後児保育事業の量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ利用日数）

	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	583	568	557	552	540	529
②確保量		568	557	552	540	529
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
市内実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児など子育ての援助をしてほしい人（おねがい会員）と援助したい人（まかせて会員）が会員となる組織（ファミリー・サポート・センター）を設立し、地域で子育て援助活動をする事業です。

- ・現在、社会福祉協議会に委託し事業を実施しています。引き続き、まかせて会員の確保と養成を図り、必要量の確保に向け努めていきます。

表16 子育て援助活動支援事業の量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ利用日数）

	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	328	320	314	312	306	300
②確保量		320	314	312	306	300
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0





(11) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条の規定により観音寺市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

・現在の事業内容で必要量は確保できており、今後も引き続き事業を実施していきます。

表17 妊婦健康診査事業の量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ利用日数）

	[実績]平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	5,098	4,895	4,768	4,675	4,559	4,478
②確保量		5,908	5,754	5,642	5,502	5,404
③過不足(②-①)		1,013	986	967	943	926

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る補食給食費、物品の購入費用等の全部または一部を助成する事業です。

教育・保育施設が徴収する実費負担の部分については、低所得者の負担軽減を図るための公費による補助を、国の制度の内容を踏まえて実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入等、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施を検討します。



4 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園への移行

本市では、令和元年度（2019年度）に「観音寺市就学前教育・保育施設運営整備方針」で、公立幼稚園・保育所の認定こども園への移行を示しています。

認定こども園への移行にあたっては、待機児童の状況や法人保育園・認定こども園の運営に支障のないよう配慮するとともに、既存施設を活用し、人件費や施設管理運営費の削減や柔軟な保育環境の確保を図ります

また、法人保育園の認定こども園への移行が進む中、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(2) 教職員の資質の向上

認定こども園の運営にあたっては、教育と保育を一体的に担うことができる人材の確保が必要であるため、幼保併有資格の取得促進に向けた支援を行うほか、「観音寺子どもすくすくプラン」を活用した幼稚園教諭と保育士の合同研修、研究活動等を通じて、子どもの教育と保育に従事する職員の資質向上に努めます。

(3) 保幼小の連携

子どもの発達や学びは、乳児期・幼児期・学童期と連続しており、幼稚園・保育所(園)・認定こども園から小学校へと通う施設が変わっても、移行を円滑にする必要があります。この育ちの連続性を保つため、保育所(園)等と小学校間の情報共有の充実を図ります。

また、子ども一人ひとりが遊びや生活を中心とする幼児教育から教科等の学びを中心とする小学校教育への変化に対応できるように、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児と児童の交流活動や教職員同士の意見交換等の連携・活動の充実を図ります。

本市では、「観音寺子どもすくすくプラン」に基づいて、幼稚園・保育所(園)・認定こども園など各施設間の情報共有や交流活動などの実施をはじめ、幼稚園・保育所(園)・認定こども園等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの検討や合同研修の実施など、より多面的な連携に努めていきます。





5 放課後の子どもの居場所づくり

(1) 新・放課後子ども総合プランに基づく取り組みの推進

本市では、全10小学校区のうち9小学校区11教室の放課後児童クラブを設置・運営しています。また、放課後子ども教室については、余裕教室の関係もあり現在実施していませんが、地域土曜スクール推進事業やわくわく体験教室等の事業を実施しています。

令和元年度（2019年度）から実施されている国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを円滑に運営するとともに、放課後等の子どもの安全・安心な居場所の整備・充実を進めます。

(2) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営の取り組み

今後、放課後子ども教室を実施する際には、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるように配慮するなど、「新・放課後子ども総合プラン」において国が推進する事業の円滑な実施に努めます。

(3) 取り組みの推進体制

放課後児童クラブの所管である健康福祉部子育て支援課と、子どもの居場所づくりに関わる教育委員会の所管である文化振興課や学校教育課、地域の関係団体等との連携・協力により、放課後等の子どもの健やかな育成に取り組みます。



第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画は、本市の子ども・子育て支援施策、次世代育成支援施策を総合的・計画的に進める計画であり、施策・事業も多岐にわたっています。このため、計画の推進にあたっては、子どもや子育て支援に関係する部門だけではなく全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、子ども・子育て支援を進めていくにあたっては、香川県や関係機関、近隣自治体との連携に加え、地域全体での取り組みが必要です。このため、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校、PTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、民生委員・児童委員協議会、愛育会等のボランティア団体との連携はもちろん、自治会などの地域組織や事業者等とも連携を図りながら、協働の子育て支援に努めます。

これら様々な主体と連携した計画の推進に向けて、保護者、学識経験者、関係機関や事業者の代表者等によって構成される「観音寺市子ども・子育て会議」において計画内容の策定や進行管理、評価を行うとともに、計画の推進に関して必要な事項について検討を行います。

2 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て(Plan)、実施(Do)、その進行状況を定期的に把握し点検・評価(Check)した上で、その後の取り組みに反映する(Action)、というPDCAサイクルの考え方に準拠した進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

また、市民一人ひとりが子ども・子育て支援の重要性を理解し、それらの取り組みを実践していけるよう、市ホームページ上で本計画の内容を公表し、市民への周知徹底を図ります。

参 考 資 料

1 観音寺市子ども・子育て会議規則

平成25年6月27日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、観音寺市附属機関設置条例(平成24年観音寺市条例第1号)第2条の規定に基づき、観音寺市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という)第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 観音寺市子ども・子育て支援事業計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関する調査審議
- (3) 前2項に掲げる事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募により選出された者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



2 観音寺市子ども・子育て会議委員

区分	団体名簿	氏名	備考
学識経験者	教育委員	昌山 恵子	会長
	観音寺市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長	楠本 香久子	
子どもの保護者	愛育会代表	余傳 千鶴	
	保育所ブロック保護者会代表	齋藤 英徳	
	幼稚園PTA代表	石川 賀南子	
	PTA連絡協議会代表	柘植 英憲	
事業従事者	保育所ブロック会代表	荻田 淳	副会長
	幼稚園長会代表	富岡 倫代	
	小学校長会代表	横山 謙治	
公募委員		田中英昭	
		片野 牧	
市職員	健康増進課	徳永 恵津子	
	学校教育課	森下 桂子	
事業主の代表	観音寺市商工会議所専務理事	小西 正幸	
労働者の代表	三豊地区労働組合協議会代表	荻田 美果	

事務局：観音寺市健康福祉部子育て支援課

第②期

観音寺市子ども・子育て支援事業計画

編集・発行 観音寺市 健康福祉部 子育て支援課

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

電話 0875-23-3962 FAX 0875-23-3993



